

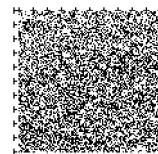
輝こう 私らしく あなたらしく  
～ともに育ちあう社会へ～

# 第4次岡谷市障がい者福祉計画

平成27年度～平成32年度  
2015-2020

長野県岡谷市

---

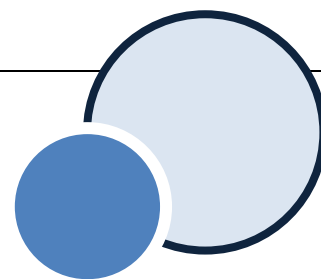




# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の性格と位置づけ .....	7
3 計画の期間 .....	8
4 策定の方法 .....	8
<b>第2章 障がい者を取り巻く現状と課題</b> .....	<b>9</b>
1 障がい者（児）数 .....	9
2 障がい福祉サービス等の利用状況 .....	11
3 教育環境 .....	12
4 雇用の状況 .....	15
5 その他 .....	16
6 計画の課題 .....	20
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>22</b>
1 計画の基本理念 .....	22
2 計画の基本方針 .....	24
3 施策の体系と展開 .....	26
<b>第4章 推進する施策</b> .....	<b>27</b>
基本目標1 理解と交流の促進 .....	27
基本目標2 保育・教育の充実 .....	32
基本目標3 生活環境の整備 .....	42
基本目標4 福祉サービスの充実 .....	50
基本目標5 保健・医療サービスの充実 .....	58
基本目標6 生活の安定と自立への支援 .....	65
<b>第5章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>70</b>
1 計画の推進体制 .....	70
2 地域ケアの推進 .....	72
3 関係団体との連携と支援 .....	74
<b>資料編</b> .....	<b>75</b>





## 1 計画策定の趣旨

全国的に少子高齢化の急速な進行や社会情勢が変化を続けている中、障がい者全般においても障がいの重度化や重複化、高齢化の傾向にあり、障がい者福祉施策における対応が迫られています。また、精神障がい者の増加、核家族化の進展による家族での介助・支援機能の低下など、障がい者（児）を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。

障がい者福祉制度においては、平成15年度の支援費制度の導入、平成18年度の障害者自立支援法の施行、また平成25年度には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の改正施行があり、障がい者福祉施策を取り巻く状況に大きな転換がありました。

本市においては、障害者基本法を受け、「岡谷市障害者福祉計画」を策定し、「ノーマライゼーション<sup>\*</sup>の普及と定着」「自己選択・自己決定の尊重」を基本理念として障がい者福祉施策を推進してきました。

本年度が計画の見直し時期であることから、現計画の点検・評価、市民・団体等からの意見聴取の結果を踏まえ、社会環境の変化や障がいのある人の要望や新たに生じた課題等に対応し、本市における障がい者の福祉施策の充実を図るための新たな計画として「第4次岡谷市障がい者福祉計画」を策定します。

### （1）障がい者福祉をめぐる動向

#### 国際的な動向

1981（昭和56）年、国連により障がい者の「完全参加と平等」をテーマとし、障がいのある人が社会生活に完全参加し、障がいのない人と同等の生活を享受する権利の実現をめざす“国際障害者年”が決議されました。その翌年には「障害者に関する世界行動計画」を採択、同計画を推進するため、1983（昭和58）年から1992（平成4）年の10年間を「国連・障害者の十年」と宣言し、積極的な障がい者対策の推進が提唱され、日本を含め多くの国に影響を与えました。

一方、アジア・太平洋地域では、「国連・障害者の十年」に続く取り組みとして、

<sup>\*</sup>ノーマライゼーション：P.23 参照

「アジア太平洋障害者の十年」（平成5年～平成14年）が採択されました。この「十年」は、「新十年」として我が国の主唱により、2003（平成15）年～2012（平成24）年に更に10年延長され、「びわこミレニアム・フレームワーク」が採択されました。

そして、2006（平成18）年には、障がい者の基本的人権を促進・保護すること、固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした国際条約である「障害者権利条約」が国連において採択されました。

## 国の動向

2002（平成14）年、「障害者基本計画」を策定し、“障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会”の実現をめざした社会のバリアフリー化の推進や利用者本位の支援等基本的な方針を定めました。

2003（平成15）年には、「支援費制度」がはじまり、福祉サービス提供の考え方が、これまでの「措置」に替わり、新たに利用者が事業者と対等な立場で「契約」を結ぶことにより行われる制度へ移行しました。

2004（平成16）年には、障がい者に対する差別や権利利益を侵害する行為の禁止の明示や、国及び地方公共団体の責務、県及び市町村の障害者計画策定の義務化が新たに盛り込まれ、「障害者基本法」が改正されました。また同年に、発達障がいのある人への支援を行うことに関する国や地方公共団体の責務について定めた「発達障害者支援法<sup>\*</sup>」が成立し、その翌年から施行されています。

2006（平成18）年には、「障害者自立支援法」が施行され、身体、知的、精神障がいの制度格差の解消、実施主体の市町村一元化、障がい福祉サービス体系の再編等の大きな改革を含み、就労支援の強化や地域生活移行等がより一層推進されることとなりました。

2010（平成22）年には、発達障がい者が「障害者自立支援法」の対象となることの明確化、2012（平成24）年には、障がい者の定義に新たに難病を追加し、障がい福祉サービスの支給対象としたほか、グループホームとケアホームの一元化や、障がいの重さを示す「障害程度区分」を障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いを示す「障害支援区分」に改めるなど、制度の谷間のない支援を提供することをめざすとともに、法に基づく支援が社会参加機会の確保や地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう新たな理念を掲げ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。

<sup>\*</sup>発達障害者支援法：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障がいのある者の援助について定めた法律。平成17年4月1日施行。

そのほか、同年に、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策の促進を目的とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。

2007（平成19）年、「障害者権利条約」への署名を行い、2014（平成26）年1月に批准書を寄託しました。これを受けて、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013（平成25）年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、2016（平成28）年4月に施行となります。

## 県の動向

長野県では、1981（昭和56）年の国際障害者年の理念である「完全参加と平等」を受けて、1982（昭和57）年に「障害者対策に関する長期行動計画」（10ヵ年計画）、1992（平成4）年に「さわやか信州障害者プラン（第二次障害者対策に関する長期行動計画）」（10ヵ年計画）を策定し、ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障がい者福祉施策を総合的、計画的に進めてきました。

また、2002（平成14）年には、「リハビリテーション<sup>※1</sup>とノーマライゼーション」を基本理念とする「長野県障害者プラン」を策定し、21世紀の新たな障がい者福祉の確立をめざして取り組んできました。

これまでの間、長野県福祉のまちづくり条例の施行、長野冬季パラリンピック、スペシャルオリンピックス<sup>※2</sup>冬季世界大会・長野の開催などを契機に障がいや障がい者に対する理解が深まるとともに、障がいのある人自身の社会参加も進んできました。

この流れを受け、「長野県障害者プラン」では、2007（平成19）年度から2011（平成23）年度までの5年間を後期計画期間として、「～住み慣れた地域に暮らし続けられる社会をつくります～」として、各種施策を展開しました。そして、2012（平成24）年度から2017（平成29）年度までの6年間にわたる長野県の障がい者施策の基本となる新たな「長野県障害者プラン2012」を策定し、障がいのある人もない人も、一人ひとりが地域社会の一員として「居場所と出番」を見出すことのできる“共に生きる長野県”の実現をめざして各種取り組みを推進しています。

---

※1 リハビリテーション：障がい者の生活の質を最大限に高め、人間らしく生きる権利の回復を図るために医学的・社会的・教育的・職業的アプローチを組みあわせ、かつ相互に調整して用いられる実際の援助、あるいはそうした理念のこと。

※2 スペシャルオリンピックス（SO）：知的障がいのある人に、日常的なスポーツトレーニングとその結果発表の場である協議会を年間を通じて提供し、社会参加を応援する組織、または、その組織が行う競技会をいう。

## (2) 岡谷市の取り組み

本市では、障害者基本法を受け、1998（平成10）年度から2002（平成14）年度を計画期間とする「岡谷市障害者福祉計画」を策定し、福祉に対する市民の期待の高まりとニーズ（要望）の多様化を踏まえ、障がい者福祉施策を推進してきました。

その後、2003（平成15）年に支援費制度が始まったことなど、障がい者福祉施策を取り巻く状況が大きな転換期を迎えたことから、2003（平成15）年度から2007（平成19）年度を計画期間とする「第2次岡谷市障害者福祉計画」を策定しました。

この間、スペシャルオリンピックス冬季世界大会・長野の開催に際しては、ホストタウンプログラムとして、カナダ選手団の受け入れなどを契機に障がいや障がい者に対する理解が深まるとともに、障がいのある人自身の社会参加と障がい者団体、ボランティア等の連携も進んできました。

さらに2006（平成18）年に障害者自立支援法が施行されたことを受け、「第2次岡谷市障害者福祉計画」の一部を見直して計画期間を2008（平成20）年度までとし、同時に障害者自立支援法に基づく「第1期岡谷市障害福祉計画」、2009（平成21）年度から2011（平成23）年度を計画期間とする「第2期岡谷市障害福祉計画」、2012（平成24）年度から2014（平成26）年度を計画期間とする「第3期岡谷市障害福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスの提供や地域生活支援の基盤整備に関わる部分について、数値目標及び各年度におけるサービス見込み量等を定め、必要なサービスが提供されるよう取り組んできました。

また、第4次岡谷市総合計画をはじめ、岡谷市地域福祉計画など本市の関連する計画及び国や県の関連計画との整合を図り、2009（平成21）年度から2013（平成25）年度（2014（平成26）年に延長）の6年間を計画期間とする「第3次岡谷市障害者福祉計画」を策定し、岡谷市の福祉の基本的な考え方となる5つの柱を基に障がい者福祉施策を推進してきました。



### (3) 岡谷市の福祉の方向

岡谷市の福祉は、次の5つの柱を基本的な考え方として展開します。

#### ① 市民が参加し、創造する福祉へ

岡谷市の福祉は、「すべての市民が、人としての尊厳をもって、家庭や地域の中でその人らしく自立した生活を送ることができるように、行政と地域が連携して支援すること」を理念として掲げ、「与えられる福祉」から「市民が参加し、創造する福祉」へと転換を図ります。

#### ② 自助<sup>※1</sup>、互助<sup>※2</sup>、共助<sup>※3</sup>、公助<sup>※4</sup>の連携・融合

市民が参加し創造する福祉へ転換を図るために、市民自らが自立する「自助」、近隣の助けあいなどによる「互助」、ボランティア団体や各種の団体などによる相互扶助の「共助」、自助を保障し互助や共助を活かす「公助」がそれぞれの役割を担い、相互に連携・融合する地域づくりを進めます。

#### ③ 地域の福祉力を高める

身近な地域でこそ、的確なニーズの把握や迅速な解決が可能であるという考え方に立ち、各地域が特色をもった「福祉コミュニティ（共同社会）」を形成します。福祉コミュニティと行政機関が連携を保ちながら協働し、地域により取り組まれる避難行動要支援者への支援体制づくりを柱とした実践活動を通して地域の福祉力を高めていきます。

#### ④ 市民との協働

行政は、市民が主体的に取り組む地域活動を支援する立場として環境整備に努めるとともに、プライバシーの保護に配慮しながら市の情報の開示を進め、市民との協働をめざします。

---

※1 自助：他人の力によらず、自らの力だけで課題を解決すること。自助努力だけでは自立した生活が維持できない場合に地域や行政が支援する。

※2 互助：当事者の周囲にいる近い人が、自身の発意により手をさしのべること。家族や友人、近所の人たちによる自発的な関わり。「向こう三軒両隣」。

※3 共助：地域で組織化されている区や地区の各種団体等による支援。

※4 公助：さまざまな公的サービスにより、個人では解決できない生活諸問題に対処する行政による支援。行政は、市民の自助努力や地域での支えあいができる環境整備を行い、市民の地域活動をあらゆる側面から支援する。

## ⑤ 健康の保持増進

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むため、家族や地域、医療機関、保育園・幼稚園、学校、職場、行政等が一体となって、健康づくり活動を支援することで、市民総参加の福祉のまちづくりに取り組むための土台づくりを進めるとともに、健康を維持するための望ましい食習慣の定着に向けた食育<sup>※</sup>の推進を図ります。

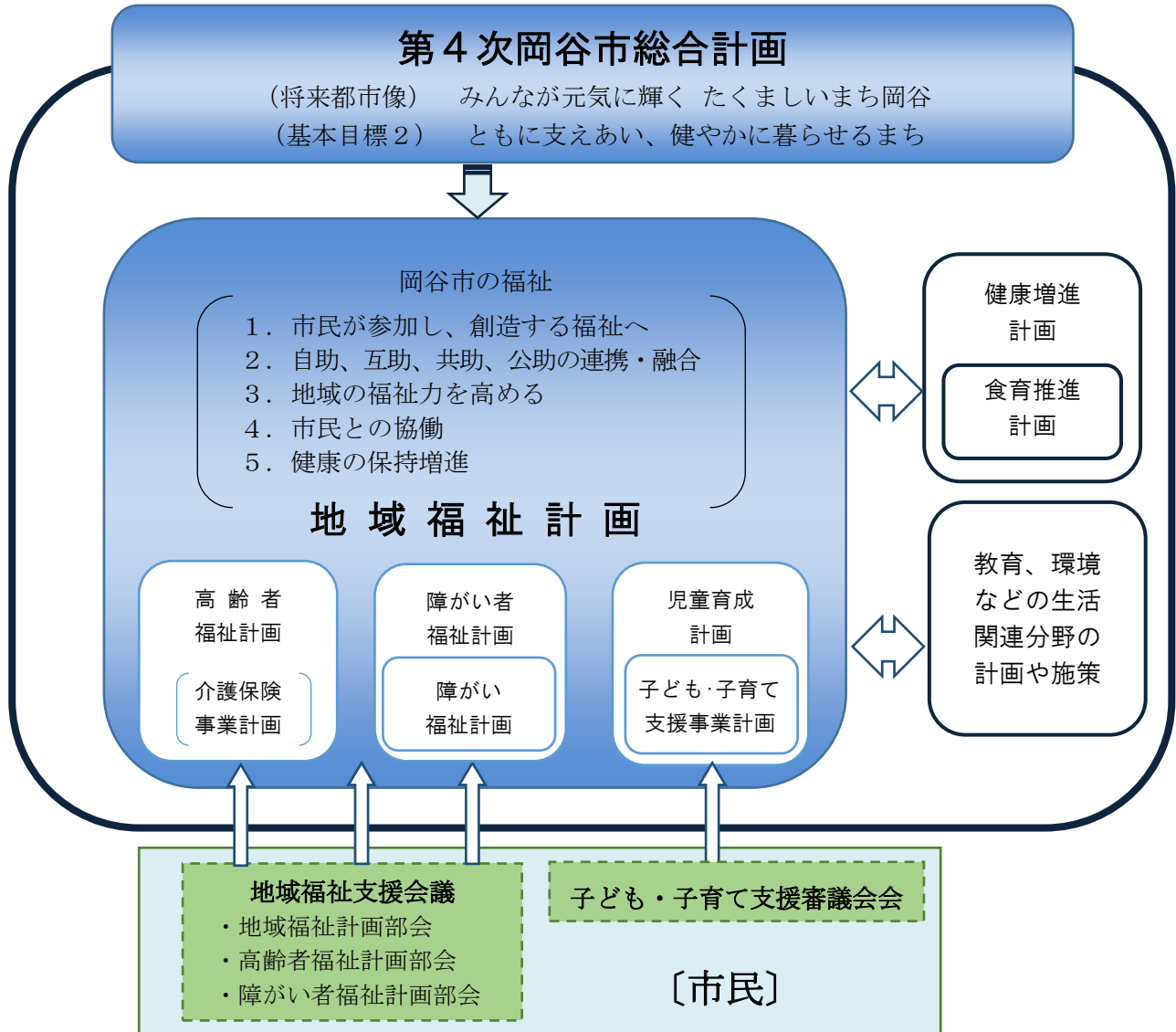
---

<sup>※</sup>食育：生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。さまざまな経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

## 2 計画の性格と位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による市町村障害者計画であり、今後進めていく障がい者福祉施策の基本方針や目標を総合的に定めるものです。

第4次岡谷市総合計画をはじめ、岡谷市地域福祉計画など本市の関連する計画及び国や県の関連計画との整合を図ります。



【市町村障害者計画と市町村障害福祉計画の関係】

### 市町村障害者計画

- ◆根拠法令◆ 障害者基本法（第11条第3項）
- ◆位置づけ◆ 障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画
- ◆計画期間◆ 中長期（概ね5～10年程度。自治体によって異なる）

### 市町村障害福祉計画

- ◆根拠法令◆ 障害者総合支援法（第88条）
- ◆位置づけ◆ 障がい福祉サービス等の確保に関する計画
- ◆計画期間◆ 3年を1期とする

### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成27（2015）年度から平成32年（2020）年度までの6年間とします。社会情勢の変化や障がいのある人のニーズに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 4 策定の方法

#### （1）策定経過・策定体制

本計画は、本市の保健福祉及び医療の関係団体の代表者、有識者、一般市民（公募）等による「岡谷市地域福祉支援会議」及び部会にて審議し、意見・提言を受けて策定しました。

また、庁内策定組織として、関係部局の部長、課長等により策定委員会を設置し、計画内容の審議及び策定を行いました。

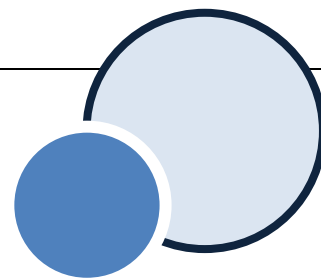
#### （2）意向把握

この計画の審議に先立ち、障がいのある人の現状を分析・整理し、計画策定に資する基礎資料として把握するとともに、障がいのある人やその家族等の意見を計画に反映することを目的に、アンケート調査を実施しました。

調査対象 障害者手帳所持者等800人に対する郵送配布と郵送回収  
回収状況 有効回収数345人（有効回収率43.1%）

これに加え、市民意見の把握（当事者や家族、学校、医療機関、関係団体、支援事業者等との懇談会）をしたほか、現計画の検証を行い計画策定の基礎としています。

## 第2章 障がい者を取り巻く現状と課題



### 1 障がい者（児）数

#### （1）身体障がい者（児）数の推移

身体障害者手帳所持者は平成21年度の2,023人から、平成25年度は2,061人と推移しています。各年度の等級別・年齢別・種類別の内訳は下表の通りとなっています。

等級別	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1級	541人	554人	555人	559人	561人
2級	268人	264人	252人	255人	260人
3級	435人	435人	444人	436人	424人
4級	539人	552人	569人	574人	568人
5級	136人	136人	141人	149人	150人
6級	104人	102人	107人	101人	98人
計	2,023人	2,043人	2,068人	2,074人	2,061人

資料：社会福祉課（各年度末現在）

年齢別	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
18歳未満	35人	32人	33人	32人	29人
18歳～64歳	532人	532人	525人	505人	488人
65歳以上	1,456人	1,479人	1,510人	1,537人	1,544人
計	2,023人	2,043人	2,068人	2,074人	2,061人

資料：社会福祉課（各年度末現在）

種類別	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
視覚障がい	123人	133人	131人	126人	124人
聴覚平衡機能障がい	127人	123人	127人	120人	116人
音声言語そしゃく機能障がい	19人	18人	17人	17人	12人
肢体不自由	1,021人	1,040人	1,071人	1,083人	1,077人
内部障がい	733人	729人	722人	728人	732人
計	2,023人	2,043人	2,068人	2,074人	2,061人

資料：社会福祉課（各年度末現在）

## (2) 知的障がい者（児）の推移

療育手帳所持者は、平成21年度の288人から、平成25年度は345人と推移しています。平成25年度の内訳は、重度（A1）が113人、中度（A2、B1）が115人、軽度（B2）が117人となっています。

年齢・等級別	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
18歳以上	235人	237人	256人	271人	290人
重度（A1）	83人	83人	81人	87人	91人
中度（A2、B1）	90人	88人	95人	96人	100人
軽度（B2）	62人	66人	80人	88人	99人
18歳未満	53人	66人	62人	59人	55人
重度（A1）	24人	24人	27人	23人	22人
中度（A2、B1）	9人	12人	11人	15人	15人
軽度（B2）	20人	30人	24人	21人	18人
手帳所持者合計	288人	303人	318人	330人	345人

資料：社会福祉課（各年度末現在）

## (3) 精神障がい者（児）の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成21年度の248人から、平成25年度は331人と推移し、増加の傾向にあります。

等級別	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1級	151人	159人	176人	195人	212人
2級	83人	84人	95人	99人	98人
3級	14人	10人	10人	13人	21人
合計	248人	253人	281人	307人	331人

資料：社会福祉課（各年度末現在）

#### (4) 難病患者等の状況

原因が不明で治療方法が確立していないいわゆる難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「特定疾患」とし、その治療にかかる医療費の一部を県が公費で負担しています。

特定疾患医療受給者は、対象疾患の追加等もあって年々増加傾向にあり、298人（平成26年3月31日現在）が受給しています。

また、平成25年4月施行の障害者総合支援法の改正により、障がい者の範囲に難病等（対象130疾患）が加わり、手帳の有無にかかわらず「障害支援区分」の認定などの手続きを経て障がい福祉サービスを利用できることとなりました。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
特定疾患医療受給者	240人	259人	280人	301人	298人

資料：諏訪保健福祉事務所、社会福祉課（各年度末現在）

※平成27年1月から対象となる難病が151疾患に拡大。

## 2 障がい福祉サービス等の利用状況

### (1) 障がい福祉サービスの利用状況

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの利用者の延べ人数は年々増加傾向にあり、平成21年度から平成25年度では約64%増加し、5,043人となっています。中でも、障がいのある人の社会参加の促進に伴う生活や自立のための訓練や就労への継続的な支援を行う日中活動系のサービスが年々増加しており、平成25年度では全体の約4割強を占めています。

また、障がいのある児童を対象とした施設・事業は、平成24年度から児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編されたことにより、市町村が障がい児通所支援サービスに係る支給決定等の事務を行うこととなりました。これらのことから、徐々に事業所も拡充され、提供されるサービスも市民に周知され、利用者が増加しています。

サービス利用者数	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
障がい福祉サービス	3,077人	4,747人	4,352人	4,839人	5,043人
障がい児通所支援	-	-	-	127人	222人

資料：社会福祉課（各年度末現在）

## (2) 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の受給状況

自立支援医療（心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度）の受給状況は増加傾向にあり、特に、精神通院医療については、精神障害者保健福祉手帳所持者の増加などに伴い、平成21年度から平成25年度で受給者数は約1.2倍に増加しています。

また、18歳未満を対象とした育成医療は、平成25年度から実施主体が県から市町村に変わりました。

自立支援医療 受給者数	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
更生医療	17人	8人	14人	18人	17人
育成医療	14人	13人	17人	20人	21人
精神通院医療	645人	532人	583人	608人	803人

資料：社会福祉課（各年度末現在）

## 3 教育環境

### (1) 特別支援学級の状況

市内の小中学校の特別支援学級の児童・生徒数は増加傾向にあり、平成25年度は、小学校の児童数59人、中学校の生徒数38人となっています。

小学校の 状況	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
設置校	8校	8校	8校	8校	8校
学級	15学級	16学級	14学級	15学級	16学級
児童	45人	50人	47人	54人	59人

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

中学校の 状況	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
設置校	4校	4校	4校	4校	4校
学級	8学級	7学級	7学級	9学級	8学級
生徒	28人	31人	32人	38人	38人

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）



## (2) 放課後学童クラブでの障がい児受け入れ状況

放課後学童クラブでの障がいのある児童の受け入れ状況は、平成25年度末で16人となっています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
8小学校学童クラブ	2人	2人	3人	6人	7人
ひかり学童クラブ	10人	10人	10人	9人	9人
合計	12人	12人	13人	15人	16人

資料：生涯学習課（各年度末現在）

## (3) 保育所における障がい児の在籍状況

保育園等における障がいのある児童の在籍状況は、平成25年度末で57人となっています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
在籍児	3歳未満	212人	195人	213人	214人	222人
	3歳	341人	385人	364人	356人	360人
	4歳以上	728人	735人	738人	748人	726人
在籍障がい児		30人	34人	69人	50人	57人
加配保育士		20人	19人	30人	24人	19人

資料：子ども課（各年3月1日現在）

※平成21・22年度の加配は、年度当初配置時点。

※障がい児とは、発達の経過を観察している児童を含む。

#### (4) 特別支援学校における児童・生徒の状況

岡谷市の児童・生徒が通学している平成25年度の特別支援学校の児童・生徒数は、幼稚部1人、小学部11人、中学部10人、高等部25人となっています。

種別		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
知的 障がい	幼稚部	0人	0人	0人	0人	0人
	小学部	9人	7人	9人	9人	9人
	中学部	7人	6人	7人	8人	7人
	高等部	8人	14人	21人	18人	19人
	計	24人	27人	37人	35人	35人
肢体 不自由	幼稚部	0人	0人	0人	0人	0人
	小学部	3人	2人	1人	2人	1人
	中学部	3人	5人	3人	3人	2人
	高等部	2人	3人	5人	4人	5人
	計	8人	10人	9人	9人	8人
病弱・ 身体虚弱	幼稚部	0人	0人	0人	0人	0人
	小学部	1人	0人	0人	0人	0人
	中学部	0人	3人	2人	2人	1人
	高等部	0人	0人	0人	0人	1人
	計	1人	3人	2人	2人	2人
聴覚 障がい	幼稚部	1人	1人	2人	1人	1人
	小学部	0人	0人	0人	1人	1人
	中学部	0人	0人	0人	0人	0人
	高等部	0人	0人	0人	0人	0人
	計	1人	1人	2人	2人	2人
合計	幼稚部	1人	1人	2人	1人	1人
	小学部	13人	9人	10人	12人	11人
	中学部	10人	14人	12人	13人	10人
	高等部	10人	17人	26人	22人	25人
	計	34人	41人	50人	48人	47人

資料：各特別支援学校（各年集計時）

## 4 雇用の状況

### (1) 障がい者の雇用状況

諏訪公共職業安定所管内の障がい者の雇用状況報告（従業員50人以上企業）によると、平成25年度で身体障がい者489人、知的障がい者206人、精神障がい者26人の計721人となっています。平成25年4月1日から障がい者の法定雇用率が2.0%に引き上げられましたが、依然として雇用率は、1.8%前後で推移しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
算定基礎労働者	38,551.0人	38,608.0人	38,876.5人	37,623.5人	40,125.5人
障がい者雇用	648.0人	656.0人	674.0人	669.5人	721.0人
身体障がい者	514.0人	509.0人	500.0人	475.0人	489.0人
知的障がい者	127.0人	139.0人	163.5人	177.5人	206.0人
精神障がい者	7.0人	8.0人	10.5人	17.0人	26.0人
雇用率	1.68%	1.70%	1.73%	1.78%	1.80%

資料：諏訪公共職業安定所（各年6月1日現在）

※表の雇用人数は実人数ではない。

週の所定労働時間30時間以上について1人分。ただし、重度（身体・知的）の週30時間以上は1人で2人分、重度の短時間労働者（週20時間以上30時間未満）は1人で1人分、精神の短時間労働者を1人で0.5人分とカウントしている。さらに平成23年度からは、身体・知的の短時間労働者を1人で0.5人分として算定に加えている。

### (2) 障がい者の求職状況

諏訪公共職業安定所管内の平成25年度の障がい者の登録者は、新規求職申込数280人、就職件数158件、新規登録者数145人、有効求職者数4,529人、就職中10,712人、保留中105人となっています。

	登録者
新規求職申込数（新規の求職申込者）	280人
就職件数（登録者のうち就職した者）	158件
新規登録者数（新規で登録した者）	145人
有効求職者数（障がい者全体の求職者数）	4,529人
就職中の者（障がい者で現在就職している者）	10,712人
保留中の者（登録しているが、就職活動ができない状態の者）	105人

※身体・知的・精神をあわせた数

資料：諏訪公共職業安定所（平成25年度末現在）

## 5 その他

### (1) 啓発を目的とした諸行事

啓発を目的とした行事として、福祉バザー、民生児童委員研修が行われています。

行事名	主催	主たる参加者	内容
福祉バザー	岡谷市障害者福祉推進実行委員会	実行委員・市民	バザーを通じての理解・協力を得る
民児協研修	岡谷市民生委員協議会 障がい者福祉部会	部会員	障がい福祉に関する講演会 障がい福祉サービス事業所の視察研修

資料：社会福祉課、岡谷市社会福祉協議会（平成25年度末現在）

### (2) 社会参加を目的とした諸行事

障がいのある人の社会参加を目的として、障がい者と市民が交流し理解を深めてもらうための各種事業が行われています。

行事名	主催	主たる参加者	内容
岡谷市社会福祉大会	岡谷市社会福祉協議会	福祉関係団体等	講演会
オアシスサロン事業 スポーツ支援事業	諏訪圏域障害者総合支援センター オアシス	障がい者	サロンDEてくてく 水泳教室
ふれあいの集い	岡谷市障害者福祉推進実行委員会	障がい者・市民	ぶどう狩り
ふれあい祭り ・ボランティア祭り	岡谷市障害者福祉推進実行委員会	障がい者・市民 ・ボランティア	各種催し物を通じた交流
社会参加促進事業等 (福祉大運動会ほか)	岡谷市障害者福祉推進実行委員会	障がい者・市民 ・ボランティア	各種催し物を通じた交流
こだま教室	岡谷市手をつなぐ親の会	知的障がい者	学習・行事

資料：社会福祉課、岡谷市社会福祉協議会（平成25年度末現在）

### (3) ボランティア団体等の登録状況

ボランティア団体等の状況では、87団体が登録していますが、登録人数については、平成25年度は大幅に減少しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ボランティア活動登録団体	96団体	90団体	89団体	88団体	87団体
ボランティア活動登録人員	9,726人	9,026人	9,060人	9,119人	7,502人

資料：岡谷市社会福祉協議会ボランティアグループ・団体名簿より（各年4月1日現在）

### (4) 民生児童委員の状況

本市の民生児童委員は、平成25年度は143人で、1人あたり145世帯を担当しています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
定数		143人	143人	143人	143人	143人
男女別人数	男	67人	67人	64人	64人	64人
	女	76人	76人	79人	79人	79人
1人あたり担当世帯		143世帯	143世帯	143世帯	143世帯	145世帯

資料：社会福祉課（各年度末現在）

### (5) 障がい者等に配慮した設計の新設公共施設の状況

平成21年度以降、以下の新設公共施設について、障がいのある人等に配慮した設計を行い、施工しています。

新設施設	整備の内容	実施年
岡谷755号線	都市計画道路の新設	H23～H25
川岸372号線及び川岸381号線	工業団地造成に伴う新設道路等への歩道の設置	H24～H25
104号線（上西町線）	歩道の設置	H25
長地1号線	ジョギングロードの新設	H23
湖北火葬場	長野県福祉条例適合 （スロープ・手摺の設置、弱視対応等）	H21
長地小学校学童クラブ	長野県福祉条例適合 （スロープ・手摺の設置、弱視対応等）	H23
新消防庁舎	長野県福祉条例適合 （スロープ・手摺の設置、弱視対応等）	H26

資料：建設水道部

### (6) 既存公共施設や歩道等の改造・改修の状況

平成21年度以降、以下の既存公共施設や歩道等について、障がいのある人等に配慮した設計を行い、施工しています。

既存施設等	整備の内容	実施年
17号線（鶴峯天白橋）	橋の架替及び周辺道路の歩道設置	H23・H25
西堀橋	橋の架替及び周辺道路の歩道設置	H23～H24
12号線（小井川東町線）	交差点部の歩道設置	H24～H25
27号線（旭町線）	歩道リメイク	H23
103号線（西堀通り線）	道路リメイク	H23～H25
図書館	トイレ改修	H23
塩嶺野外活動センター	トイレ改修	H23
看護専門学校	トイレ改修、弱視対応等	H25
長地公民館	トイレ改修	H25
川岸公民館	トイレ改修	H25
湊公民館	トイレ改修	H25
美術考古館	長野県福祉条例適合 （スロープ・手摺の設置、弱視対応等）	H25
蚕糸博物館	長野県福祉条例適合 （スロープ・手摺の設置、弱視対応等）	H26

資料：建設水道部

## (7) 移動・交通サービス

移動・交通サービスとして、以下のサービスがありますが、福祉タクシーの利用件数は年々減少傾向となっています。市民バス「シルキーバス」は7路線ですが、スロバスを含めると8路線となっています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
身体障がい者用 自動車（改造補助）	3件	0件	2件	2件	2件
身体障がい者免許 取得補助	1件	0件	0件	0件	0件
福祉タクシー （運行件数）	34,773件	34,344件	33,553件	31,058件	29,735件
市民バス 「シルキーバス」	7路線	7路線	7路線	7路線	7路線
特殊寝台車利用補助	62件	34件	36件	34件	56件

資料：商業観光課、社会福祉課（各年度末現在）

## 6 計画の課題

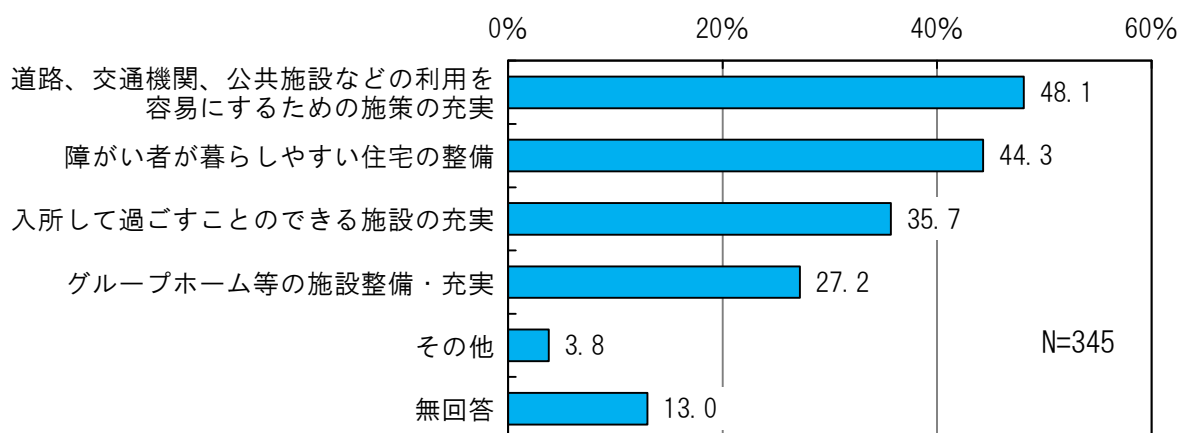
### (1) 市民アンケート調査にみる今後必要な希望施策

平成25年11月から12月に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人及び特別児童扶養手当の受給者から800人を抽出して『岡谷市障害福祉推進のためのアンケート』調査を行いました。

調査において、今後市が取り組むべき施策を聞いたところ、年金や手当などの所得保障（67.2%）、医療費の負担軽減（58.6%）といった費用面への要望が多くなっています。費用面以外では、仕事をして過ごすことができる通所施設の充実（33.0%）、障がい者が暮らしやすい住宅の整備（44.3%）などとなっており、いずれも、生活に直結した施策の充実を求めていることから、今後も、障がいのある人が地域社会の中で暮らしやすい環境を確立していくことが必要です。

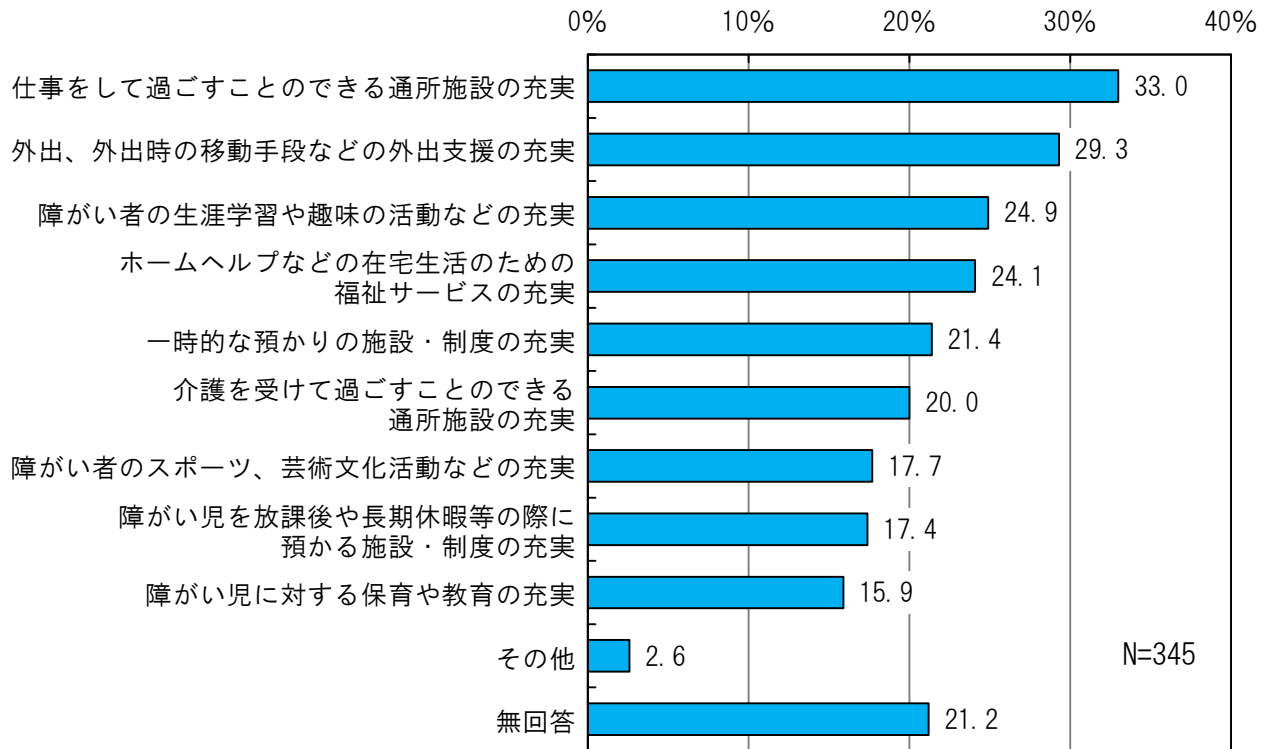
#### ★今後、市が取り組むべき施策

##### (a) 生活場所の充実

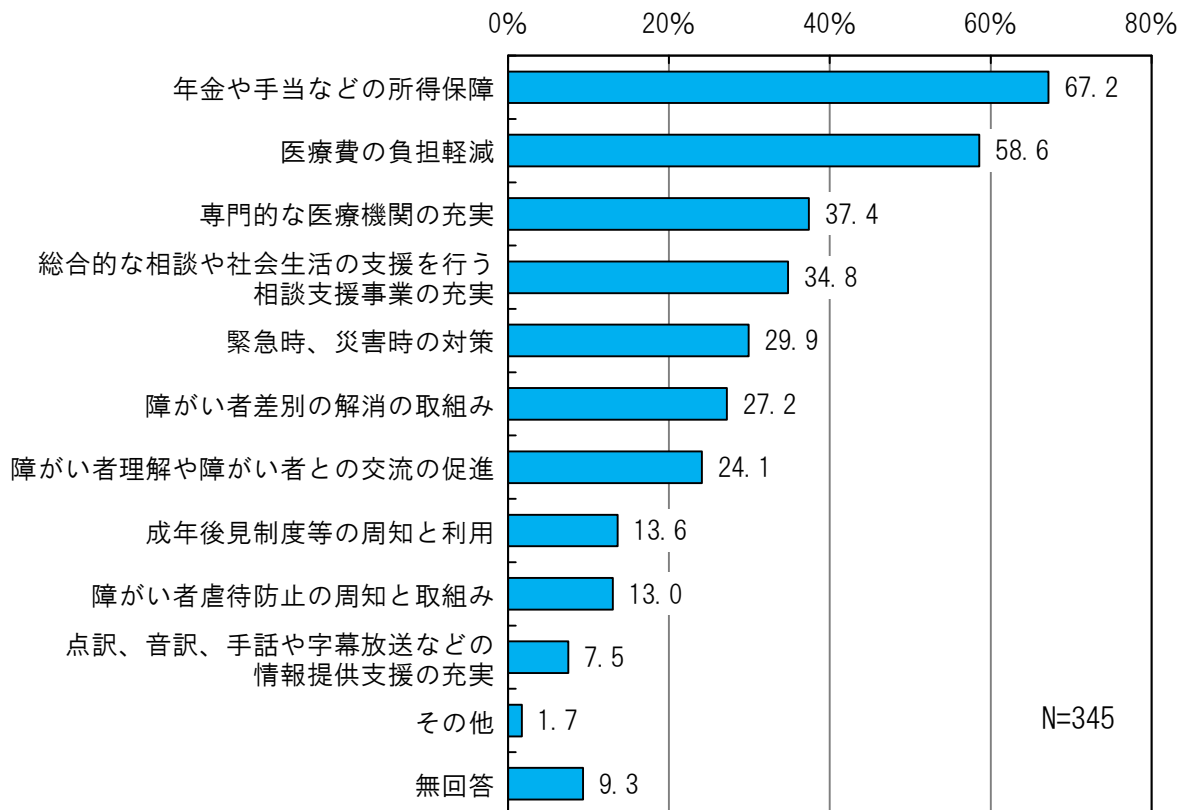


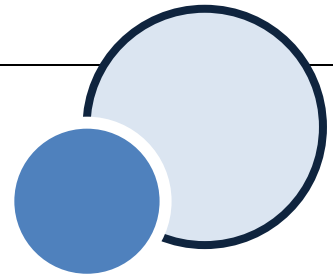


(b) 日中活動の充実



(c) その他の支援の充実





### 1 計画の基本理念

わが国の障がい者へのさまざまな取り組みは、「障害者基本法」に基づき、障がいのある人もない人も、同じように生活し、ともに参加する社会をめざす“ノーマライゼーション”の理念と、障がいのある人が人間としての尊厳を保ち、ライフステージのすべての段階において、もてる能力を最大限に発揮して、その人らしく生活できることをめざす“リハビリテーション”の理念のもとに推進されています。

本市では、「ノーマライゼーションの普及と定着」、「自己選択・自己決定の尊重」を基本理念とし、障がい者福祉施策を展開してきました。これからもこの基本理念を大切にして障がい者福祉施策を展開します。

#### (1) ノーマライゼーションの普及と定着

障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会は、市民共通の望みであり、また、自由に活動でき、さまざまな分野に積極的に参加できる社会があって、はじめて人は生きがいをもって生活することができるのではないかと考えます。

このような地域社会を実現するためには、行政に携わる者はいうまでもなく、地域の人々や企業等を含め、地域社会を構成するすべての人が、障がいのある人の実情を理解し、受け入れ、その人権を保障し、その権利が実現されるようさまざまな分野において配慮をしていくことが必要です。

市は、あらゆる場面において、障がいに対する配慮をし、障がいのある人もない人も、ともに安心して生活することができる福祉都市をめざし、ノーマライゼーションを実現する施策を総合的に展開します。

#### ●●●ノーマライゼーションの考え方●●●

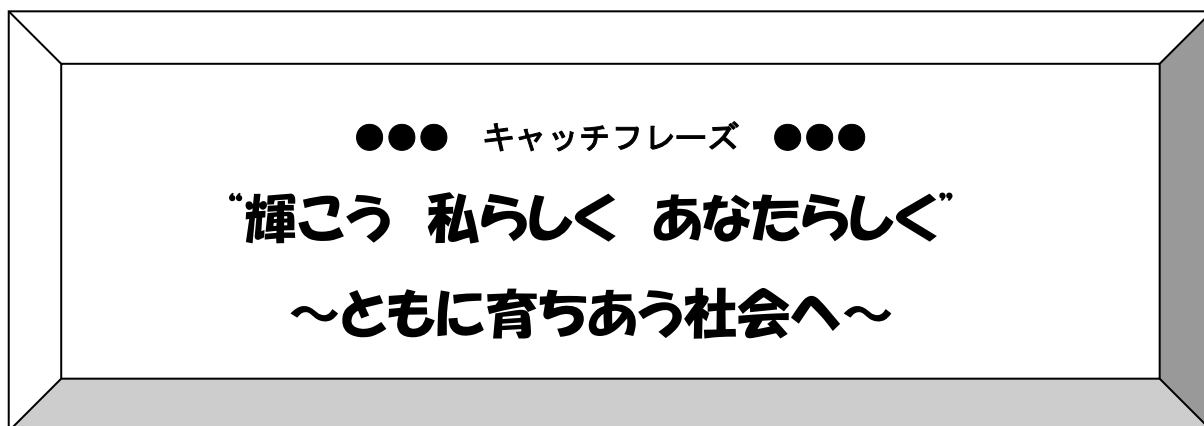
障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマル（あたりまえ）であるという考え方です。

## (2) 自己選択・自己決定の尊重

障がいのある人が主体性・自立性をもって日々の生活を送るためには、あらゆることを自らの判断で選択し、決定できることが必要です。また、障がいにより自己選択・自己決定が十分にできない人に対しては、生活全般にわたって必要な支援を可能にする体制を整備することが必要です。

行政の判断によりサービスを提供する「措置制度」から、利用者がサービスを選択して利用する「自立支援制度」、「総合支援制度」への移行や、障がい者ケアマネジメント制度は、まさにこの流れにあるものですが、市としても、障がいのある人がサービスを選択し、生活の質（QOL）<sup>\*</sup>の向上を図り、自分の意志で地域での生活を送ることができるよう、サービスの充実に努めます。

この計画のキャッチフレーズは、第3次計画を踏襲して、「輝こう 私らしく あなたらしく ～ともに育ちあう社会へ～」とします。



<sup>\*</sup>生活の質（QOL）：生活者自身が感じる満足度、安定感、幸福感などを規定する諸要因の質。日常生活動作の向上にとどまらず、文化活動、家庭等非物質的側面を含め、障がい者の社会生活の質的向上が必要であるという概念。Quality Of Life の略。

## 2 計画の基本方針

基本理念の実現にあたり、以下の6つの方針を基本目標として掲げ、障がいのある人が安心して自立した生活ができる地域づくりをめざします。

### 基本目標1 理解と交流の促進（広報・啓発）

- 障がいの有無にかかわらず、互いが支えあい、ともに育ちあう社会を実現するために、ノーマライゼーションの理念を市民全体に広めることで、障がいのある人の社会参加が促進され、障がいを理由とした差別や不利益を受けることのない地域づくりをめざします。

### 基本目標2 保育・教育の充実（保育・教育）

- 障がいのある子どもの可能性を最大限に引き出すため、個々の障がいの状況に応じた最良の療育体制の充実及びインクルーシブ教育システム<sup>※1</sup>の構築に努めるとともに、生涯にわたり多様な学習機会や社会参加の機会を提供することで、障がいのある人のエンパワーメント<sup>※2</sup>を促進し、障がいのある人が自ら関心のある活動に積極的に参加して、多くの人とふれあい、ともに心豊かな時が過ごせるように支援します。

### 基本目標3 生活環境の整備（生活環境・防災体制）

- だれもが気軽に外出し、地域で活動できるよう、ユニバーサルデザイン<sup>※3</sup>の考え方を活かした地域づくりを進めるとともに、防災体制についても充実を図り、地域住民と連携しながら、安心して暮らせる地域づくりに努めます。

---

※1 インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある人とない人がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある人が一般的な教育制度から排除されないこと、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

※2 エンパワーメント：社会的な抑圧のもとで、人間としての生き方が保障されてこなかった者自身に力をつけて、自己決定を可能とするために、あらゆる社会資源を再検討し、条件整備をしていこうという視点及び援助課程のこと。

※3 ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種などにかかわらず、多様な人々が気持ちよく使えるように、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという考え方。

#### 基本目標4 福祉サービスの充実（生活支援・情報提供）

- 障がいのある人が住み慣れた地域で、必要とするサービスを利用できるように、生活の場の確保に努めるとともに、障がいの状態に応じたきめ細かなサービスの充実を図ります。また、身近なところで気軽に相談できる体制の充実を図り、地域全体で障がいのある人とその家族を支援します。

#### 基本目標5 保健・医療サービスの充実（保健・医療）

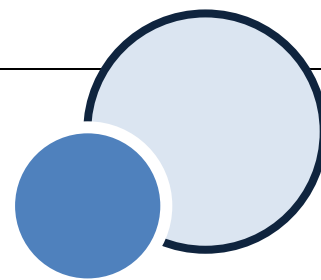
- 住み慣れた地域で生きがいをもって過ごすために、福祉・保健・医療の連携を強化し、障がいのある人に対して、健康づくりの推進や適切な保健サービス・リハビリテーション等の包括的な支援を充実します。

#### 基本目標6 生活の安定と自立への支援（就労・雇用）

- 障がいのある人がその能力や適性に応じて、個人の能力を発揮して働くことにより、経済的に自立し、自己実現を図るとともに、社会に貢献できるよう、多様な形態の就労の場や職域の拡大を促進します。

### 3 施策の体系と展開

<p><b>基本目標 1</b></p> <p>理解と交流の促進 (広報・啓発)</p>	<p>1 啓発・広報活動の充実 (1) 啓発・広報活動の充実</p> <p>2 ボランティア活動の推進 (1) ボランティア活動の推進</p> <p>3 交流・コミュニケーション支援施策の充実 (1) 交流・ふれあいの促進 (2) コミュニケーション施策の充実</p>
<p><b>基本目標 2</b></p> <p>保育・教育の充実 (保育・教育)</p>	<p>1 障がい児保育の充実 (1) 保育・福祉・保健分野の連携強化 (2) 障がい児保育の充実</p> <p>2 障がい児教育の充実 (1) 就学教育相談の充実 (2) 障がい児教育の充実</p> <p>3 放課後児童対策の充実 (1) 放課後児童対策の充実</p> <p>4 生涯学習の推進 (1) 生涯学習活動の推進 (2) 障がいに応じた学習機会の充実 (3) 芸術文化活動・スポーツ等への参加促進</p> <p>5 子どもの頃からの福祉学習の推進 (1) 福祉学習の推進</p>
<p><b>基本目標 3</b></p> <p>生活環境の整備 (生活環境・防災体制)</p>	<p>1 住環境の整備 (1) 住宅環境の整備</p> <p>2 福祉のまちづくりの推進 (1) 外出しやすい環境の整備 (2) 外出支援の充実</p> <p>3 安全・安心対策の充実 (1) 防災、支えあい体制の充実 (2) 防火対策の充実 (3) 地域防犯対策の充実 (4) 交通安全対策の推進</p>
<p><b>基本目標 4</b></p> <p>福祉サービスの充実 (生活支援・情報提供)</p>	<p>1 情報提供・相談体制の充実 (1) 相談支援体制の充実 (2) 情報提供の充実</p> <p>2 在宅福祉サービスの充実 (1) 障がい者施策による支援の充実 (2) 高齢者施策による支援の充実 (3) 拠点施設の整備と活用</p> <p>3 地域生活支援の充実 (1) 地域生活支援の充実</p>
<p><b>基本目標 5</b></p> <p>保健・医療サービスの充実 (保健・医療)</p>	<p>1 障がいの早期発見・早期療育の充実 (1) 障がいの早期発見 (2) 乳幼児の育成指導の充実</p> <p>2 保健サービスの推進 (1) 健康づくりの推進 (2) 障がい者の保健サービスの推進</p> <p>3 障がい者医療と地域リハビリテーションの充実 (1) 地域医療体制の充実 (2) 地域リハビリテーション体制の充実 (3) 医療費助成等の充実</p>
<p><b>基本目標 6</b></p> <p>生活の安定と自立 への支援 (就労・雇用)</p>	<p>1 生活安定のための施策の周知 (1) 各種手当・年金等の周知 (2) 税の控除・非課税・減免制度の周知 (3) 公共料金等の割引制度の周知</p> <p>2 就労の促進 (1) 一般就労の促進</p> <p>3 福祉的就労の促進 (1) 福祉的就労の場の整備・充実</p>

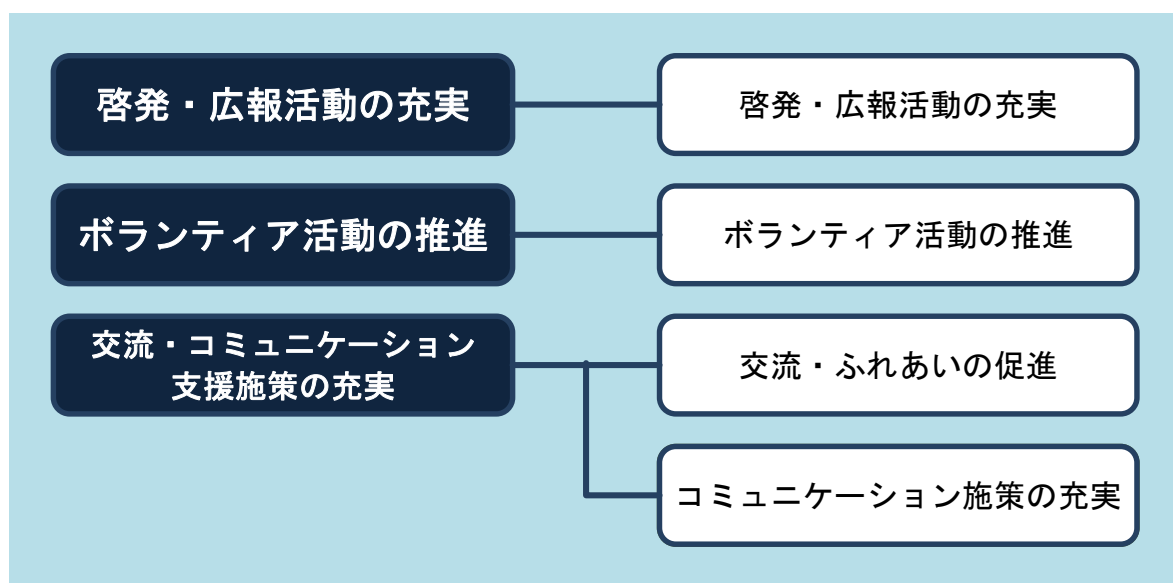


### 基本目標1 理解と交流の促進

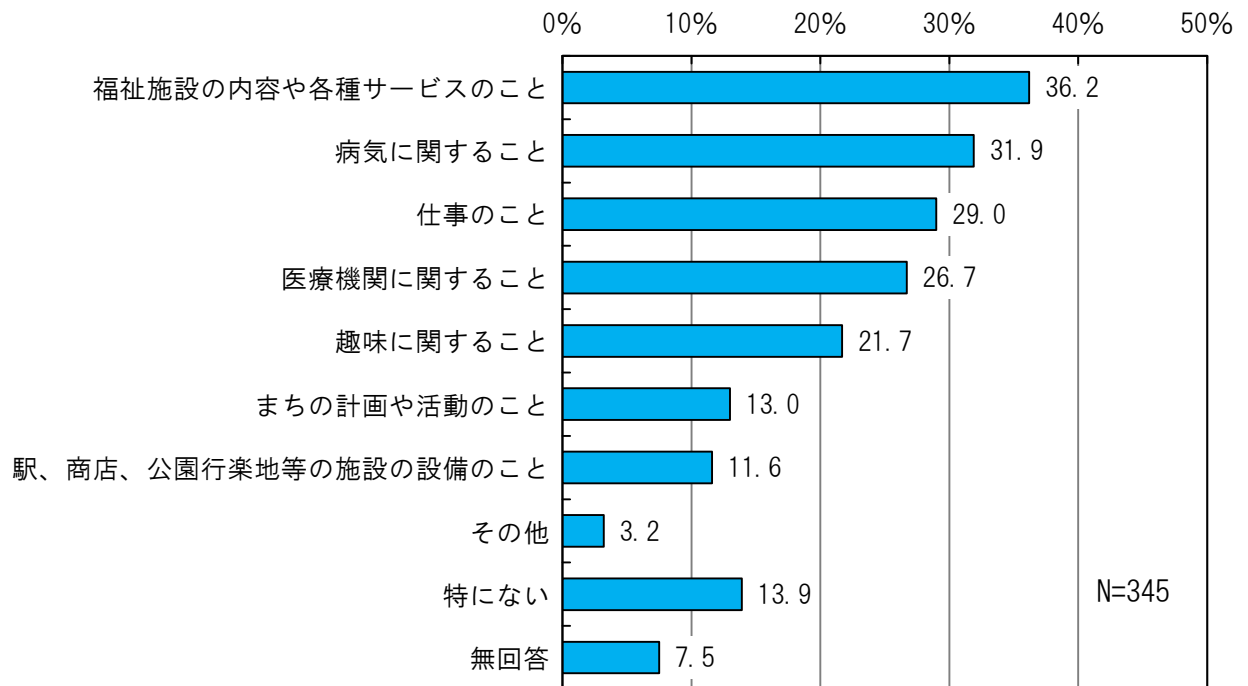
障がいのある人が住み慣れた地域の中で、安心して自立した日常生活及び社会生活を送るためには、障がいのある人とない人が交流を深め、互いに理解することが大切です。

障がいのある人の社会参加が進む一方、障がいのある人に対する理解が十分とはいえない状況となっており、特に、精神障がい、知的障がい、発達障がい等については障がいの特性や必要な配慮に関する理解を深め、障がいのある人に対する誤解や偏見を取り除くための正しい知識の普及と啓発を引き続き行っていく必要があります。

また、障がいのある人の社会参加の機会を広げるうえで、ボランティアや障がい者団体の役割は重要です。地域住民が身近なところで気軽にボランティア活動に参加できる環境づくりを行い、社会福祉協議会、ボランティア団体、企業、行政、地域住民等が障がい者団体と連携・協力しながら、地域社会全体で障がいのある人を支援する活動を促進していくことが必要です。



★入手したい情報





## ●主要施策 1 啓発・広報活動の充実

### ○施策の方向

#### (1) 啓発・広報活動の充実

##### ① 障がい及び障がい者についての正しい認識の普及

「広報おかや」、「行政チャンネル（シルキーチャンネル）」、市ホームページ等を積極的に活用して、障がい及び障がい者についての理解や人権尊重の精神が深まるよう、ノーマライゼーションの啓発・広報活動に努めます。

##### ② 啓発による自立意識の向上促進

障がい者の主体性・自立性を確保し、障がいのある人がサービスの受け手としてだけでなく、サービスの企画者・担い手として積極的に社会に参加していくことができるように、障がい者、行政、地域の協働により社会参加のための条件整備に努めるとともに、啓発を行います。

##### ③ 啓発・広報活動の充実

「障害者雇用支援月間（9月）」、「精神保健福祉月間（10月）」において障がいのある人に対する理解を図るための啓発活動を推進します。

「障害者週間（12月3日～9日）」や「人権週間（12月4日～10日）」においては、障がい者の「完全参加と平等」の実現に向けた啓発・広報活動を重点的に実施します。

また、障がい者福祉施策に関する市民意識の把握に努めるとともに、障がい者や関係団体等から意見・要望等を聞く機会を設けるなど、広聴活動の充実に努めます。

さらに、障がいの理解促進・啓発活動の強化及び障害者優先調達推進法の施行にあわせて、「こころのバリアフリー推進事業」を実施し、障がい者就労施設等で作った物品等を販売するイベントの開催促進、障がいのある人への理解を深めるための啓発・周知に努めます。

## ●主要施策 2 ボランティア活動の推進

### ○施策の方向

#### (1) ボランティア活動の推進

##### ① ボランティアの育成

障がい者の日常生活を支援する活動の範囲は大変広く、特にボランティアの意識をもたなくてもさまざまな支援活動を行っている市民も多いことから、岡谷市社会福祉協議会と連携し、ボランティア講習会を継続して実施し、今後さらにボランティアの育成を図ります。

##### ② ボランティア活動の促進

日常的な関わりあいの中で、障がいのある人も含め多くの市民が、それぞれのボランティア活動に参加しやすくなるよう、岡谷市社会福祉協議会を中心に情報提供等に努めます。

##### ③ 企業ボランティア活動等の促進

岡谷市社会福祉協議会との連携により、各種ボランティア団体をはじめ、企業ボランティア、保健福祉活動を推進しているボランティアのさらなる活動を促進し、登録者数の増加を図ります。

## ●主要施策3 交流・コミュニケーション支援施策の充実

### ○施策の方向

#### (1) 交流・ふれあいの促進

##### ① 交流・ふれあいの促進

障がいのある人と多くの市民との交流・ふれあいを進めるため、岡谷市障害者福祉推進実行委員会が実施している「ふれあい祭り」等の一層の充実を図ります。

また、市が主催するさまざまなイベントに障がいのある人が積極的に参加し、障がいのない人とともに活動する機会が確保されるよう、企画段階からの参画、実施過程での配慮やボランティア等の協力体制を充実します。

#### (2) コミュニケーション施策の充実

##### ① 情報媒体、情報手段の充実

岡谷市社会福祉協議会に委託して実施している「声の広報事業」を継続するとともに、日常生活用具支給事業で情報のバリアフリーのための各種情報機器等の購入を支援します。

また、点字での情報提供の普及に限らず、音声コードの周知と活用を図り、視覚障がい者の情報バリアフリーを推進します。

##### ② コミュニケーション支援

聴覚障がい者が、公的機関や病院に出かける場合や、相談、手続きなどで手話通訳・要約筆記を必要とする場合は、手話通訳者または要約筆記者の派遣サービスを提供します。

今後も、聴覚障がい者のコミュニケーションを確保するために、岡谷市社会福祉協議会に引き続き手話通訳者を配置し、手話奉仕員養成事業、要約筆記奉仕員スキルアップ研修等の充実を図り、質の高い手話通訳者や要約筆記者を養成します。

また、人工呼吸器を使用するなどの重度障がい者が入院した場合、医療関係者とのコミュニケーションが取れるよう、普段から関わりのあるヘルパー等が病室で支援を行う入院時コミュニケーション支援事業を引き続き実施します。

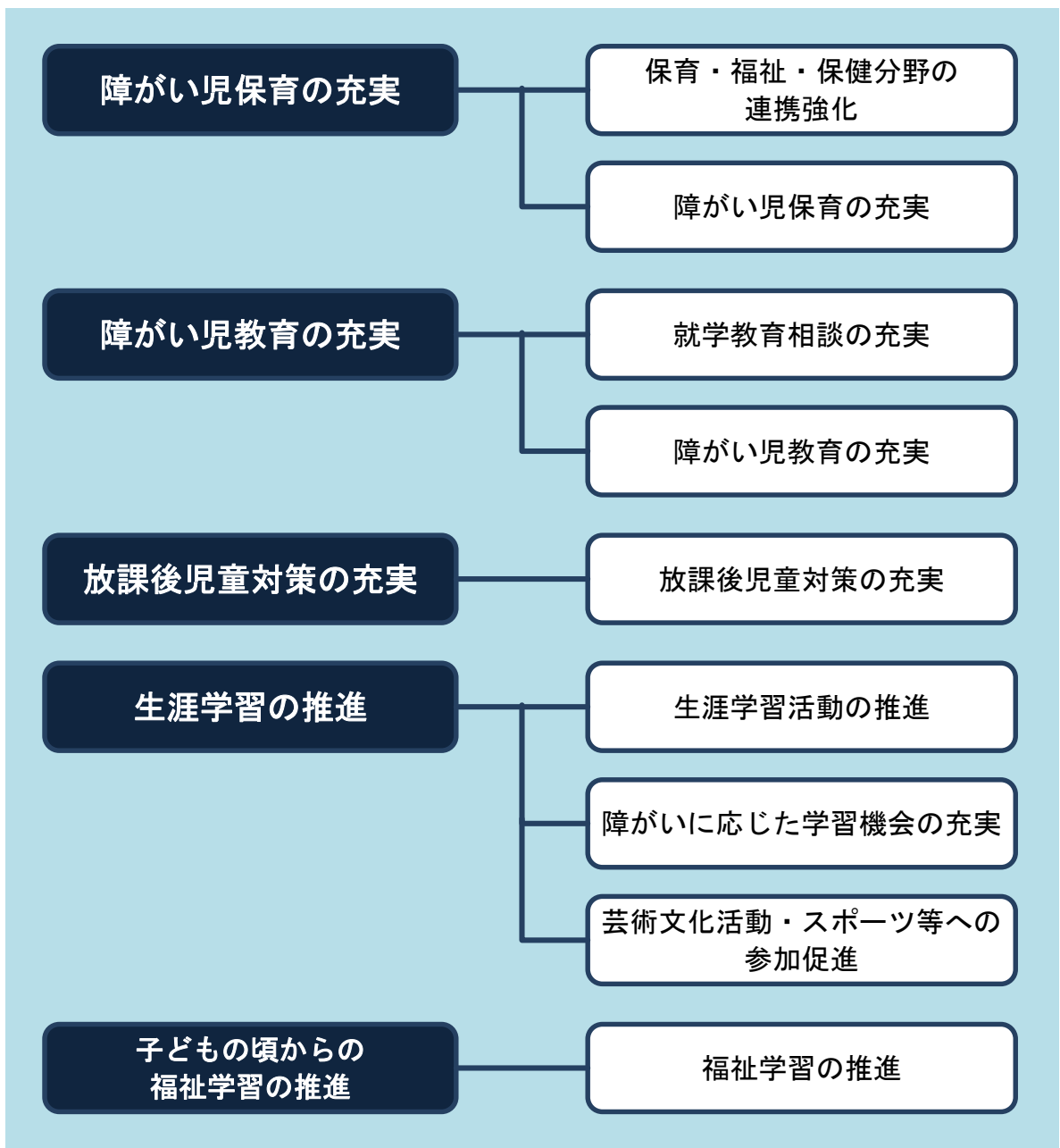
## 基本目標2 保育・教育の充実

障がいのある子どもがそのもてる能力や可能性を最大限に伸ばしていくためには、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな教育を行っていくとともに、行政の保健・福祉・教育部門、学校、医療機関などが連携し、障がいの発見から一貫した支援が行える体制づくりが必要です。

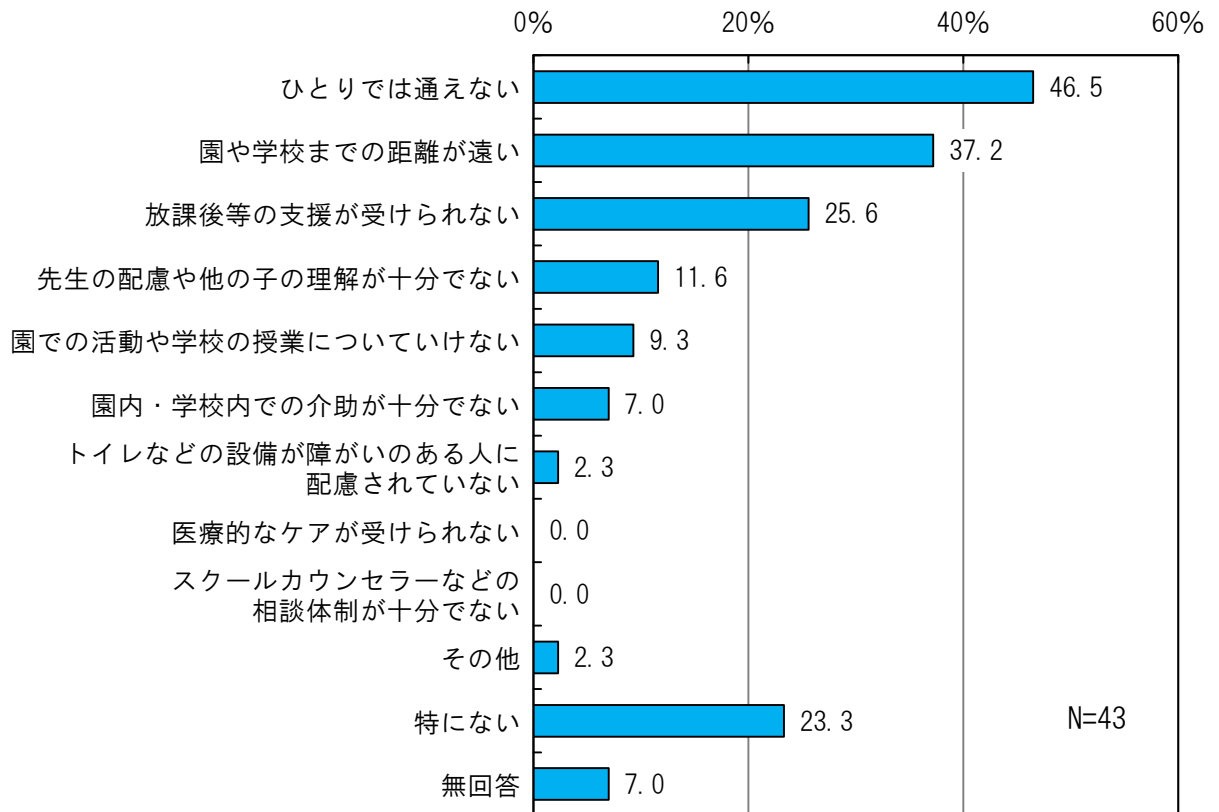
乳幼児期、学齢期においては、保護者が子どもの保育園や学校などの就園・就学について思い悩むことは少なくありません。保育・教育における悩みや進路に関する不安について、適時適切な相談が受けられる体制づくりの充実が求められています。

また、障がいのある児童・生徒のもっている能力や可能性を引き出し、将来自立した生活が送れるよう、一人ひとりの特性・発達段階に応じた療育・保育・教育が大切です。そのため、障がいのある人とない人が同じ場でともに学びながら、個人に必要な「合理的配慮」が提供されるよう「インクルーシブ教育システム」の構築を進めています。

障がいのある人が生涯を通じて自立した生活を営むために、芸術や文化、スポーツ活動など社会参加の機会をもつことは、生活の質の向上や自分らしい暮らしを営むうえで重要であるとともに、社会参加活動を通じて地域の人との交流や障がいのある人に対する理解の促進にもつながります。ライフステージにあわせた生涯学習の機会と提供の充実が必要です。



★通園・通学していて、困っていること



## ●主要施策 1 障がい児保育の充実

### ○施策の方向

#### (1) 保育・福祉・保健分野の連携強化

##### ① 保育・福祉・保健分野の連携強化

障がいのある子どもが保育園に通う場合には、さまざまな支援を必要とすることから、育成支援コーディネーター等が保育園・幼稚園の巡回指導を行ったり、信濃医療福祉センターへ障がい児指導強化事業を委託するなど、教育、療育機関との連携と役割分担を図り、今後も、さらに保育・福祉・保健分野等の連携を強化します。

#### (2) 障がい児保育の充実

##### ① 統合保育の充実

「ともに育つ」を目標に、サポート保育士を配置し、安全面にも配慮しながら、各保育園において統合保育、交流保育を実施しています。

また、関係機関や専門家と連携し、助言を受けながら、児童の状況に応じた保育プログラムを用意していきます。

今後、整備する保育園については、ユニバーサルデザインを基本とします。

##### ② 保育士研修活動の充実

園長及び保育士による「障がい児研究委員会」において、研修活動を推進しています。また、各種専門研修への参加により、保育士の資質の向上を図ります。

##### ③ 児童発達支援の充実

児童発達支援センターでの療育支援が早い段階で受けられるよう、関係課及び相談支援事業所等と連携し、児童福祉法に基づく児童発達支援サービスの提供体制の確保に努めます。

## ●主要施策 2 障がい児教育の充実

### ○施策の方向

#### (1) 就学教育相談の充実

##### ① 早期からの相談支援体制づくり

特別な支援を必要とする幼児等に対し、就学前からの支援の流れを引き継ぎ、早期からの相談支援体制を築きます。子ども総合相談センターを中心に、関係課及び関係機関との連携を深め、就学に関する十分な情報提供を行い、保護者の気持ちに寄り添いながら、相談を実施します。

##### ② 就学先の決定と支援の継続

早い時期からのガイダンスを経たうえで、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定します。

また、就学決定後も状況の把握に努め、柔軟に就学先を見直しつつ、将来の社会的自立を見通した教育や支援が行えるよう、途切れのない相談支援を進めます。



## (2) 障がい児教育の充実

### ① 小・中学校における特別支援教育の充実

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。

特別支援学級に在籍する児童・生徒だけでなく、通常の学級も含めたすべての子どもにわかる授業の観点から、授業のユニバーサルデザイン化をめざします。

そのために、研修等の機会を設け、市全域での特別支援教育の力量向上を図ります。

### ② 個に応じた合理的配慮と基礎的環境の整備

合理的配慮とは、「学習障害への配慮から補助線のある解答用紙を準備」「情緒障害の子どもにクールダウンの場所を確保」など、障がいのある子どもの状況に応じた配慮を指しますが、個別の障がいの状況や教育的ニーズに応じ、丁寧に導き出して保護者との合意形成に努め、適正な提供を行います。

また、合理的配慮の基礎となる施設や教材、人的配置といった教育環境の整備についても、計画的に改善や充実を図ります。

### ③ 交流教育等の推進

互いを理解し尊重しながら育つ中で、将来にわたって、地域や仲間との温かなつながりをもち続け、認めあって暮らせることを願って、副学籍による交流及び共同学習を進めます。

関係課と連携しながら、地域への理解啓発のための広報活動、保護者や市民の学習機会を設けます。

## ●主要施策3 放課後児童対策の充実

### ○施策の方向

#### (1) 放課後児童対策の充実

##### ① 障がい児学童クラブの充実

個々の障がい児の状況を把握し、障がいの特性を理解するための研修等を受けた専門知識を有する指導員を配置するとともに、家庭・学校及び関係機関との情報交換を行うなど、受け入れ体制の整備に努めます。

##### ② 放課後等デイサービスの普及

学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する放課後等デイサービスの普及を行い、障がい児の自立や放課後等の居場所づくりを推進します。

##### ③ 新たな方策の研究・検討

障がい児の放課後の過ごし方を充実させるには、広く地域住民やボランティアの協力を求め、既存社会施設の活用を図るなど、市内のさまざまな資源を活用する新たな方策を検討していく必要があります。今後は、当事者や関係者の実態・要望等の把握に努め、放課後対策の研究・検討を進めます。

## ○施策の方向

### (1) 生涯学習活動の推進

#### ① 生涯学習活動の推進

関係機関との連携を強化し、参加者のニーズを反映させながら、幼児期から高齢期までのだれもが、いつでも、どこでも参加できる多様な学習機会の充実を図ります。学習会においては、人権を擁護し、ノーマライゼーションを進めます。

#### ② 地域の福祉コミュニティにおける学習の推進

身近な福祉コミュニティでは、市の職員が出向く出前講座の充実を図り、健康づくりをはじめとした生涯学習活動を推進します。また、自主グループ活動が行われるよう指導者の育成に努めていきます。

#### ③ 生涯学習施設等における障がい者へのサービスの充実

生涯学習施設のユニバーサルデザイン化を引き続き推進するとともに、だれもが学習ができるよう、障がい特性にも配慮した設備やカリキュラム等の充実に努めます。

図書館においては、大活字本・点字図書の充実を図っており、今後も、ボランティア団体の協力を得て点字目録の作成や障がいに配慮した図書の収集を推進します。

### (2) 障がいに応じた学習機会の充実

#### ① 趣味・生活訓練技術等講習機会の充実

障がい者 I T 講習会やスポーツ、レクリエーション等の生活訓練事業を岡谷市社会福祉協議会に委託するなかで、協力団体等とも連携して、障がい者が趣味をもち、多くの方と交流できるよう自主的な活動を支援します。

今後も、障がいのある人の意向把握に努め、社会参加と社会性の獲得等を図る生活訓練事業を実施します。

#### ② 講習会の開催

障がい種別に応じてニーズを把握し、必要な講習会や交流会を開催します。今後も、協力団体との連携のもとに事業を推進します。

### (3) 芸術文化活動・スポーツ等への参加促進

#### ① 芸術文化活動への参加促進

長野県障がい者文化芸術祭への出品の取りまとめなど、文化活動への参加を支援します。今後も、一般の芸術文化活動の場に障がい者が参加しやすいよう環境の整備や必要な支援を行います。

また、文化活動に関する広報を充実させ、各種催しの際には、主催者の理解と協力を得て、手話通訳者・要約筆記者の派遣について充実を図ります。

#### ② スポーツの振興

障がい者団体を通じ、諏訪地区及び長野県障がい者スポーツ大会により多くの障がい者が参加できるよう周知を図ります。

障がいの種別や程度に応じて、自主的かつ積極的にスポーツに取り組めるようハンデサポートおかや<sup>※1</sup>など関係団体を通じ、障がい者のスポーツニーズを把握し、(公財)岡谷市体育協会と連携しながら、障がい者スポーツ指導員<sup>※2</sup>による適切な指導により、障がい者のスポーツ機会の充実を図ります。

#### ③ レクリエーションの振興

障がい者及びその介護者に外出の機会を設け、交流の輪を広げるため、ニーズを見極めながら「ふれあいの集い」や障害者余暇活動支援事業を実施します。

---

<sup>※1</sup> ハンデサポートおかや：市内の障がい者の支援活動をしている団体及び障がい福祉施設等で構成され、障がい者の社会参加の促進や市民との交流等を目的とした団体。

<sup>※2</sup> 障がい者スポーツ指導員：地域でのスポーツ活動の支援をするための環境づくりと、スポーツの楽しさや喜びを身近な障がい者に伝えることが役割とされている。障がい者が適切にスポーツを実施するためには医学的、心理学的効果との関連性、または事故防止の方法などについて、適切な配慮を行う必要があるため設けられた指導員制度であり、指導員養成講習等を受講し、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が認定する。

## ●主要施策5 子どもの頃からの福祉学習の推進

### ○施策の方向

#### (1) 福祉学習の推進

##### ① 家庭における福祉学習の促進

子どもの頃から障がい及び障がいのある人についての理解や人権尊重の精神が深まるよう、家庭における福祉学習を促進するため、啓発活動を進めます。

また、子どもの頃から親子で福祉について学べる機会を設けます。

##### ② 学校における福祉学習の推進

本市では、岡谷市社会福祉協議会が市内の小・中・高等学校を「社会福祉推進校」に指定しています。今後も学校における福祉学習の一層の充実を図るため、教育委員会や岡谷市社会福祉協議会との連携によって学習カリキュラムを取り入れ、福祉施設や医療施設等でも体験学習や障がい者、高齢者等との交流活動の推進に努めます。

また、学校における福祉学習、総合的な学習の時間等と関連させ、ボランティア体験の充実を図り、児童・生徒のボランティア活動を促進します。

##### ③ 地域における福祉学習の推進

生涯学習活動と連携を図り、だれもが保健や福祉について気軽に学ぶことができる機会の充実に努めます。

また、身近な地域の活動で実践できる体制を整備し、さまざまな福祉コミュニティ活動の担い手として育成します。

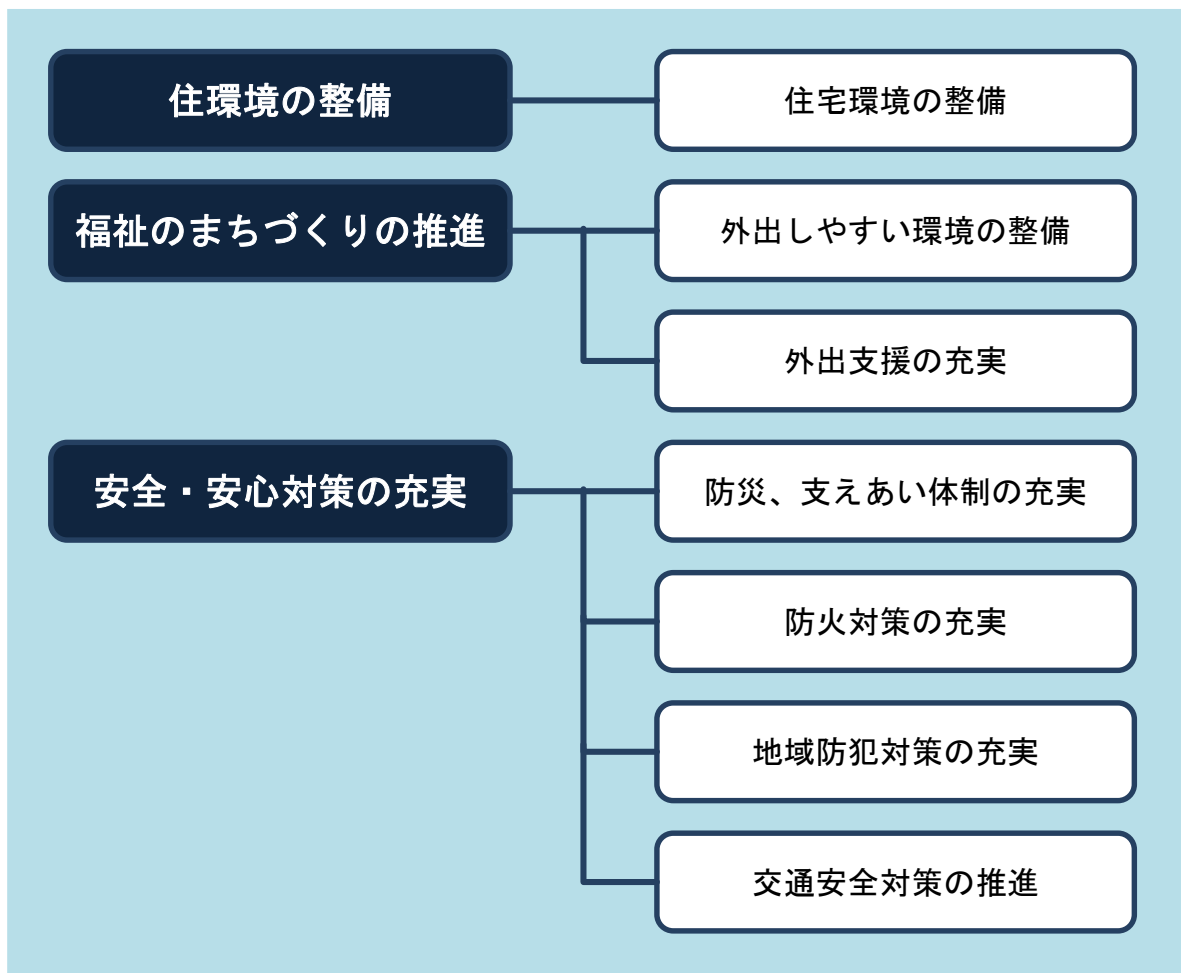
### 基本目標3 生活環境の整備

障がいのある人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、公的施設、公共交通機関、歩行空間など屋内外の生活空間において、段差などの障壁を取り除くことが必要です。

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、建物や道路（歩道）、鉄道及びバスなどの公共交通機関、その他公共施設がだれもが利用しやすい施設となるよう整備、改善を推進していく必要があります。また、ハード面だけでなく、障がいのある人が安心して外出できるよう、地域住民一人ひとりが協力できることについて啓発していくことも大切です。

さらに、障がいのある人とその家族が日常生活における不便さを感じることなく、安心して暮らしていくために、住環境の整備が必要であり、住宅改修に関する相談や支援制度の周知を進めています。また、障がいのある人に対応した公営住宅の確保や優先入居などの対策を図っています。

アンケート調査の結果では、41.4%の人が“災害時に自力で避難できるかどうか不安”と答えています。日頃から隣近所とのコミュニケーションを図ることが緊急時の対応において重要となります。また、災害時、緊急時に障がいのある人が地域の力を借りて避難できるような仕組みを構築していくことも大切です。







## ●主要施策 1 住環境の整備

### ○施策の方向

#### (1) 住宅環境の整備

##### ① 市営住宅の改善

市営住宅については、岡谷市営住宅ストック総合活用計画<sup>※</sup>及び長寿命化計画に基づき、ストックの整備を行い、居住環境の向上を図るとともに、新築や大規模改修等では、すべての人が安全で安心して暮らせるユニバーサルデザインによる設計に努めます。

##### ② 障がい者にやさしい住宅改良促進事業等の周知

介護保険制度のほかに、65歳未満の身体障がい者が在宅生活する際の身体的な負担や介護者の負担等を軽減するために住宅を改良する場合、改良工事に要する費用の一部を助成しています。今後も、在宅での日常生活を容易にするため、制度の周知を図り、対象となる希望者が助成を受けられるよう周知に努めます。

<sup>※</sup>岡谷市営住宅ストック総合活用計画：国の指針に基づき、市の実情に応じた市営住宅のストック活用の理念と目標の設定を行い、建替、改善、維持、保全などの適切な手法の選択のもとに、市営住宅ストックを総合的に活用するための計画。

○施策の方向

(1) 外出しやすい環境の整備

① 安全で快適な道路環境の整備

国・県等、関係機関と連携を図り、岡谷市橋梁長寿命化修繕計画<sup>※</sup>の推進や現地調査を行い、道路の新設、改良等の整備を進めるとともに、市民から情報を得ながら、安全で快適な道路環境の整備を推進します。

幹線道路については、安全に通行できる歩行者環境の整備を推進するとともに、歩道の障害物等が通行の妨げにならないよう引き続き啓発指導を行い、歩行空間の確保に努めます。

なお、除雪については、「岡谷市除雪マニュアル」に基づき地域や関係団体と連携を図りながら進めます。

② 公共施設のバリアフリー化の推進

公共施設の建設・改修にあたっては、引き続き「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」及び「長野県福祉のまちづくり条例」に基づき、スロープまたはエレベーターの設置などに配慮した設計・施工に努めます。

また、都市公園等の出入り口・トイレの改修をはじめとしたバリアフリー化を図ります。なお、障がい者団体・関係団体からの意見や要望の調整を図りながら、ユニバーサルデザインに配慮した整備に努めます。

あわせて、岡谷駅及び駅周辺地区におけるバリアフリー化を推進します。

③ 障がい者等に配慮した公共交通機関の整備

利用者の意見を取り入れながら、ノンステップバスの導入や、障がいのある人等に配慮した停留所の整備、案内表示の改善について、事業者や関係機関に要請していきます。

<sup>※</sup>岡谷市橋梁長寿命化修繕計画：定期点検による橋梁の状態の把握、予防的な補修及び計画的な架替を着実に進め、橋梁の長寿命化と橋梁の補修・架替に係る費用の縮減を図りつつ、重要な道路ネットワークの安全性・信頼性を確保するため、必要な補修・架替の時期等を定めた計画。

## (2) 外出支援の充実

### ① 移動支援事業の充実

屋外での移動が困難な障がい者（児）に対し、余暇活動などの社会参加に必要な外出のための支援を行い、生活の質の向上に努めます。

### ② 自家用自動車による外出支援

自家用自動車による外出を支援するため、身体障がい者の自動車運転免許の取得に要する経費や身体障がい者自らが運転する自動車の改造に要する経費について助成します。

### ③ 福祉タクシー等による外出支援

住み慣れた地域で自立し、社会参加や経済、文化等あらゆる分野への参加を促進するための移動手段として、福祉タクシー等の効率的運用に努めます。

### ④ 市民バス「シルキーバス」の充実

市民の実態にあわせ、より利用しやすい運行システムを検討しながら、「シルキーバス」の運行の充実を図ります。

また、「シルキーバス」の利用促進につながるよう周知を行い、若い世代も含めた利用の拡充を図っていきます。

### ⑤ 補助犬等の理解促進

施設等における補助犬の同伴による利用が円滑になるよう、身体障害者補助犬法<sup>※</sup>の周知を図り、補助犬への注意事項やルールについて市民の理解を促進します。

また、補助犬に関する専門相談窓口の周知に努めます。

---

<sup>※</sup>身体障害者補助犬法：からだの不自由な人の自立と社会参加を助けるための法律。公共施設をはじめ、いろいろな場所で補助犬を受け入れることが義務づけられている。補助犬とは、目や耳や手足が不自由な人の手伝いをする盲導犬、聴導犬、介助犬のこと。

## ○施策の方向

### (1) 防災、支えあい体制の充実

#### ① 防災、支えあい体制の充実

災害時、緊急時に、要配慮者である障がい者の避難や安否確認が迅速、確実にできるように、避難行動要支援者名簿の整備、災害時要援護者登録の勧奨、支援マップの作成を促進するなど、地域住民と行政、関係機関との連携強化に努め、地域住民がともに助けあい、支えあう地域支援体制の充実を図ります。

避難支援体制づくりが進んでいない地域においては、他地区の取り組み情報などを参考に、地域の実情にあった方策を検討していきます。

災害時はもとより、日常の見守りも視野に入れた、行政、地域、関係機関が連携した総合的な対策を、個人情報にも配慮しながら構築していきます。

#### ② 災害時等の情報提供・集約方法の充実

災害時、緊急時には、広報車、防災ラジオ、防災無線、ファクシミリ通信等により迅速かつ正確な情報の提供を行います。大規模災害の発生時には避難状況などの情報集約を行い、次の支援体制についての情報提供を行います。また、日頃から「行政チャンネル（シルキーチャンネル）」、市ホームページなどを通じて防災に関する情報提供の充実を図ります。

### (2) 防火対策の充実

#### ① 防火対策の充実

日常の火災予防や南海トラフ地震など大規模災害発生の際の火災による被害を軽減するため、岡谷市消防団、岡谷市防火協会、自主防災組織、婦人防火クラブなどとも協働して、自助、互助、共助、公助による地域ぐるみの防火体制を強化します。

また、緊急時の災害活動を組織的に行うことができるリーダーやコーディネーター等を育成し、火災予防と防火思想の普及啓発に努めます。

### (3) 地域防犯対策の充実

#### ① 地域防犯対策の充実

高齢者や障がい者を狙った悪質な訪問販売や電話勧誘販売などの犯罪から守るため、広報や研修会、チラシ配布などを通じて自主防犯意識の向上に努めます。また、岡谷市防犯協会連合会や警察などの関係機関等と、地域の福祉コミュニティ活動との連携を図り、見守り活動等を通じて情報収集・情報提供を強化し、事件発生の未然防止に努めます。

#### ② 緊急時の通信手段の周知

防犯上の緊急通信手段として、ファックス110番やメール110番などの活用方法について、必要とする方へ周知します。

### (4) 交通安全対策の推進

#### ① 交通安全対策の推進

増加傾向にある高齢者、障がい者の交通事故を抑止するため、交通安全教育など学習機会の充実を図ります。

また、市民総参加の交通安全運動を推進するとともに、岡谷警察署、岡谷交通安全協会や各種団体との連携強化を図り、春・秋等における交通安全運動や無事故無違反デーによる街頭指導などを通じて交通安全思想の普及向上に努めます。

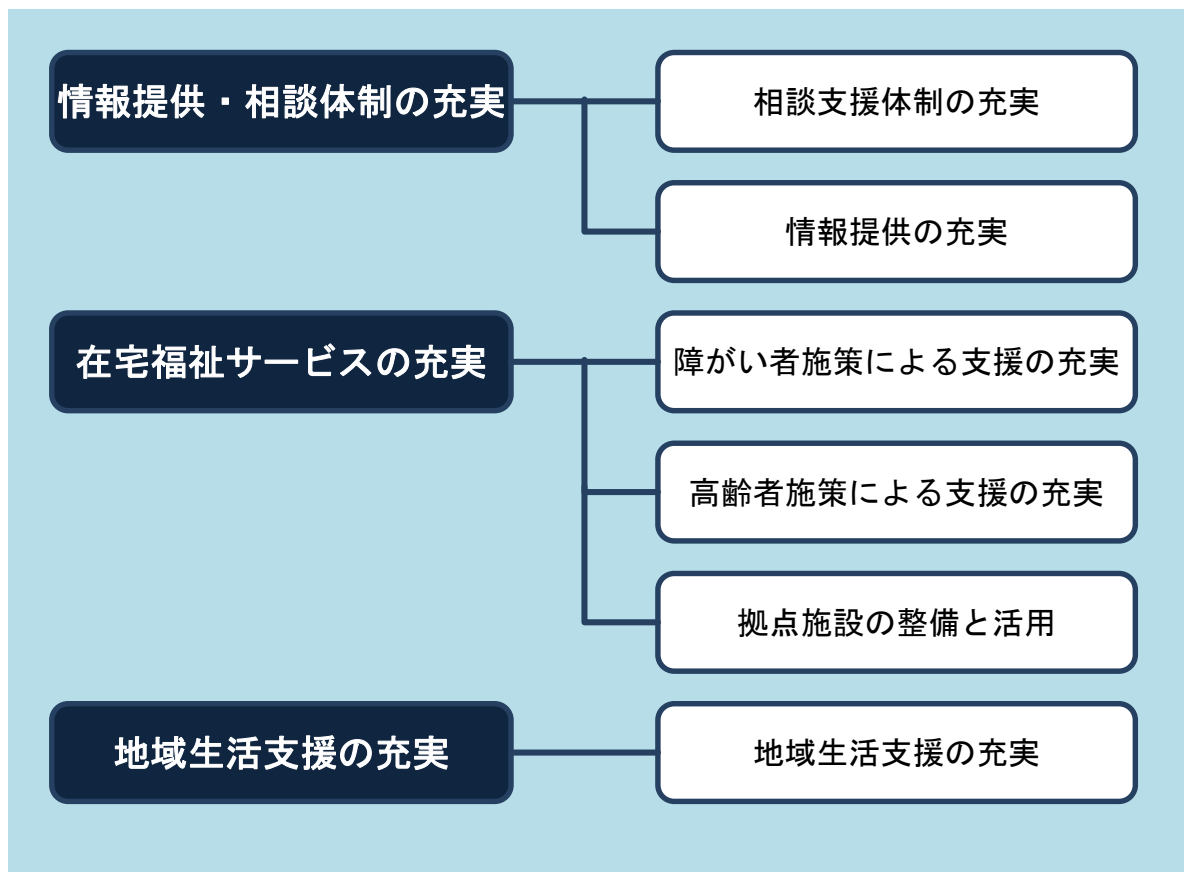
## 基本目標4 福祉サービスの充実

障がいのある人が可能な限り、住み慣れた地域において、その家族とともに安心して生活していくためには、障がいの種類、生活状況に応じて在宅福祉サービスを充実させていく必要があります。施設入所から在宅生活への移行が進む一方、事情により、在宅では対応しきれない場合があるため、地域の中で暮らしていくことのできる施設サービスなども必要となります。

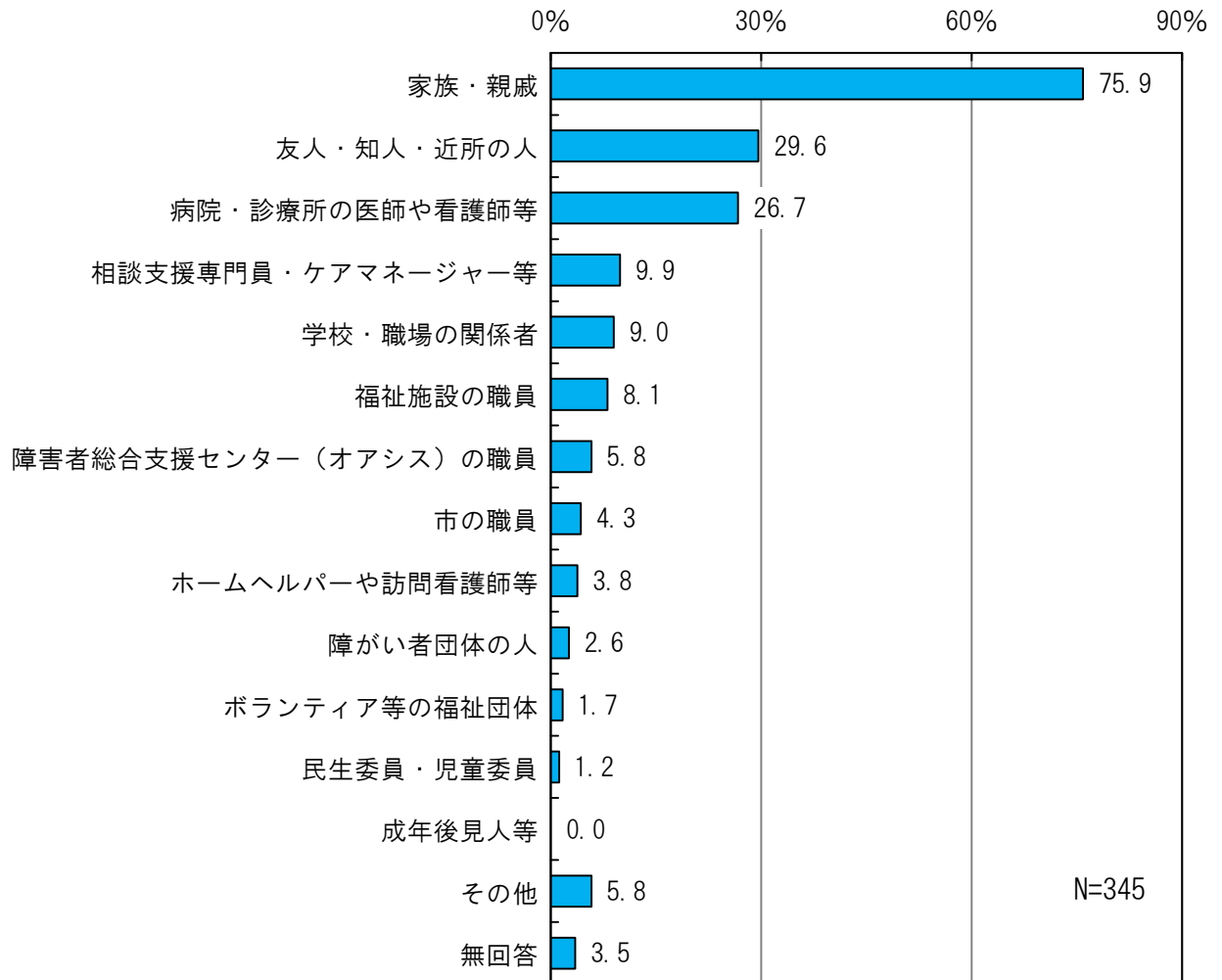
また、障がいのある人が、地域でその人らしく主体的に豊かな生活を送るためには、障がいや日常生活に関することを気軽に相談でき、適切な情報提供が行われる仕組みが必要であるとともに、就学前から就学、就業支援にいたるまで、生涯にわたる一貫した相談支援体制が必要です。

一人ひとりの障がいの状況や能力、意向の把握に努め、各分野の関係機関と情報を共有し、必要な情報提供及びサービス利用に関する支援、適切な相談支援が行える体制づくりを推進します。

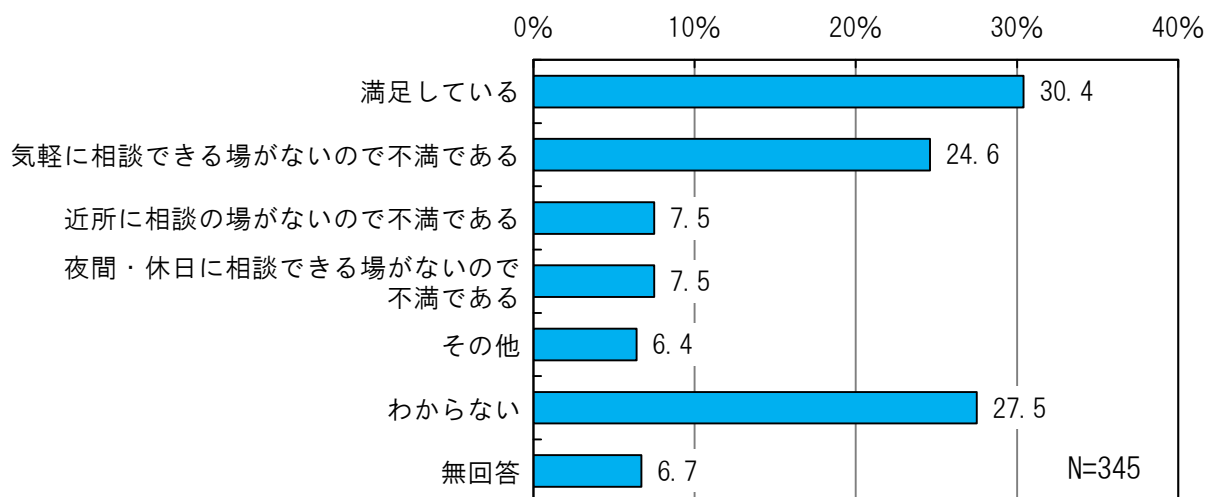
また、だれもが身近で気軽に相談できるよう、相談体制や窓口等について、さまざまな機会や媒体を通じて、障がいのある人やその家族等に周知します。



★悩みごとや心配ごとの相談先



★困った時の相談体制



## ●主要施策 1 情報提供・相談体制の充実

### ○施策の方向

#### (1) 相談支援体制の充実

##### ① 相談体制の充実

障がいの種類や年齢を問わず、本人や家族に対する窓口機能、保健・医療・福祉など関係機関の連携によるサービスのあっせん・提供（コーディネート）、専門的な機関への紹介等の機能を備えた相談体制の充実を図ります。

市役所相談窓口、相談支援事業所及び諏訪圏域障害者総合支援センターオアシスにおいて、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言のほか、障がい福祉サービスの利用支援及び地域生活に必要な相談支援を行います。また、諏訪地域障害福祉自立支援協議会により、中立・公平な相談支援事業の実施と地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた取り組みを推進します。

##### ② ピアカウンセリング支援

在宅の障がい者を支援するため、障がいのある人が自らの経験に基づいた相談・指導を行うピアカウンセリングの充実を図るよう、啓発活動等の支援を行います。また、精神障がい者におけるピアカウンセリングのためのきっかけづくりを支援し、周知を図ります。

##### ③ 民生児童委員による相談活動の充実

民生児童委員が、相談・支援を求めている要配慮者等に適切な対応ができるよう、必要な情報の提供を行うなど積極的な支援を行います。

##### ④ 専門機関の周知

身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センターなどの専門機関の相談窓口の周知を図ります。

また、高次脳機能障害<sup>\*</sup>に関しては、県内4ヶ所の医療機関が「高次脳機能障害支援拠点病院」として、診断や相談支援を行っており、対象者へは周知しています。

また、専門的な相談が身近で受けられるよう、巡回相談などの充実を図ります。

<sup>\*</sup>高次脳機能障害：病気や交通事故などさまざまな原因により、脳の一部に損傷を受けた結果、言語や記憶などの知的機能に障がいが起こる状態をいい、これにより日常生活や社会生活（就労等）に支障が生じることになる。県内の高次脳機能障害支援拠点病院は長野県立総合リハビリテーションセンター（長野市）、佐久総合病院（佐久市）、相澤病院（松本市）、健和会病院（飯田市）の4ヶ所。



#### ⑤ 民生児童委員との連携・支援

民生児童委員が行う見守り・相談等の活動について、要配慮者に関する情報提供等を行い、自主的活動が円滑に行われるよう支援するとともに、連携を一層強化して、地域住民の状況の的確な把握と福祉ニーズの掘り起こしに努め、地域住民の立場に立った福祉活動の推進を図ります。

また、身近な福祉コミュニティ活動をはじめ、市や岡谷市社会福祉協議会等の事業に対して一層の協力が得られるよう、連携を強化します。

## (2) 情報提供の充実

### ① 「広報おかや」・市ホームページによる情報提供の充実

市民アンケート調査では、「広報おかや」から福祉に関する情報等を得ている市民が多いことから、利用者の要望等を踏まえながら、さらに紙面を充実させるとともに、福祉関連情報の提供に努めます。

また、インターネットの利用者が増加し、障がい者にとっても重要な情報ツールとなるため、市ホームページや「行政チャンネル（シルキーチャンネル）」の内容充実を図り、市の福祉施策の周知や「福祉ガイドブック」・「バリアフリーガイドマップ」の活用等必要な情報がよりの確に伝わるよう工夫します。高度化する情報通信の特性を活かした情報発信・提供を行っていくとともに、双方向の情報交流に努めます。

### ② 市の窓口における情報提供の充実

引き続き事業者・施設、諏訪圏域障害者総合支援センターオアシス、諏訪圏域障害者就業・生活支援センターすわーくらいふ、医療機関、県等と連携を図り、各機関の最新の情報を収集し、窓口において、障がい者とその家族に対して、有効な情報提供を行います。

### ③ 情報ネットワークづくりへの支援

保健・医療・福祉の情報が、市内の障がい者に幅広く伝わるよう、インターネット等を使った情報ネットワークの体制づくりを支援します。

また、インターネット等が使えない障がい者への情報提供の方法やネットワークづくりの方法についても検討していきます。

## ●主要施策 2 在宅福祉サービスの充実

### ○施策の方向

#### (1) 障がい者施策による支援の充実

##### ① 居宅介護等事業の推進

障がいのある人の地域における生活を支援するため、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具費など自立支援給付の充実及び地域生活支援事業の推進を図ります。

また、障害者総合支援法による障がい福祉サービスの仕組みや内容の周知を図り、制度が効果的、効率的に推進されるよう、一層の普及に努めます。

##### ② 家族介護者への支援

家族介護者の心身のリフレッシュを図るため、介護者同士が気軽に集い、介護技術の学習や情報交換等をする機会を拡充します。

##### ③ 地域生活支援のためのニーズの把握

地域での障がいのある人の生活を支援し、必要なサービスを充実していくために、さまざまな機会を利用してサービス利用者のニーズの把握に努めます。

##### ④ 岡谷市有償在宅福祉サービス事業の周知

既存の公的福祉サービスや民間サービスだけではできない支援を、地域住民の自主的な相互扶助精神に基づき、地域に根ざしたサービスとして提供できるよう、岡谷市社会福祉協議会と連携し、事業の周知に努めます。

## (2) 高齢者施策による支援の充実

### ① 高齢者施策による支援の充実

「第7次岡谷市高齢者福祉計画」及び「諏訪広域連合第6期介護保険事業計画」に基づき、各種高齢者福祉施策や介護保険事業を推進します。

特に、高齢になってもできる限り要支援や要介護状態にならないよう、介護予防事業の効果的な実施や心身の状態に即した介護予防サービスの実現を図るとともに、障害者総合支援法の趣旨に沿って実施している福祉サービスも効果的に組みあわせ、高齢期の障がい者に対する福祉サービスの充実に努めます。

健康寿命の延伸や地域包括ケアシステムのさらなる推進に向けた取り組みを重視しながら、家族・地域のつながりを一層深いものとする体制づくりに努めます。

## (3) 拠点施設の整備と活用

### ① 「おかや総合福祉センター（諏訪湖ハイツ）」の整備と活用

地域福祉の総合的な拠点施設である「おかや総合福祉センター（諏訪湖ハイツ）」を、利用者のニーズを反映させながら有効に活用し、障がい者の日中活動の場を提供します。

また、施設内にある岡谷市社会福祉協議会のボランティア活動の拠点機能を活かし、障がいのある人もない人も、ともに活動できる場として活用します。

## ●主要施策3 地域生活支援の充実

### ○施策の方向

#### (1) 地域生活支援の充実

##### ① 日中活動の場の確保・充実

障がいのある人が、日中活動を利用して地域での社会参加ができるよう、さまざまなニーズに応じた日中活動の場の拡充を図ります。

利用者が自己選択・自己決定のもとに安心して利用できるサービス提供体制の確保に努めます。

##### ② 住まいの場の確保、居住の支援

入所施設や精神科病院からの地域生活への移行・定着を促進するとともに、家族の高齢化により在宅では必要な支援が得られない、家族から独立して生活したいなど、個々の状況やニーズに即した地域生活を支援していくため、グループホーム等の充実に図ります。

地域移行が難しい障がい者に対しては、施設入所の支援を図ります。

## 基本目標5 保健・医療サービスの充実

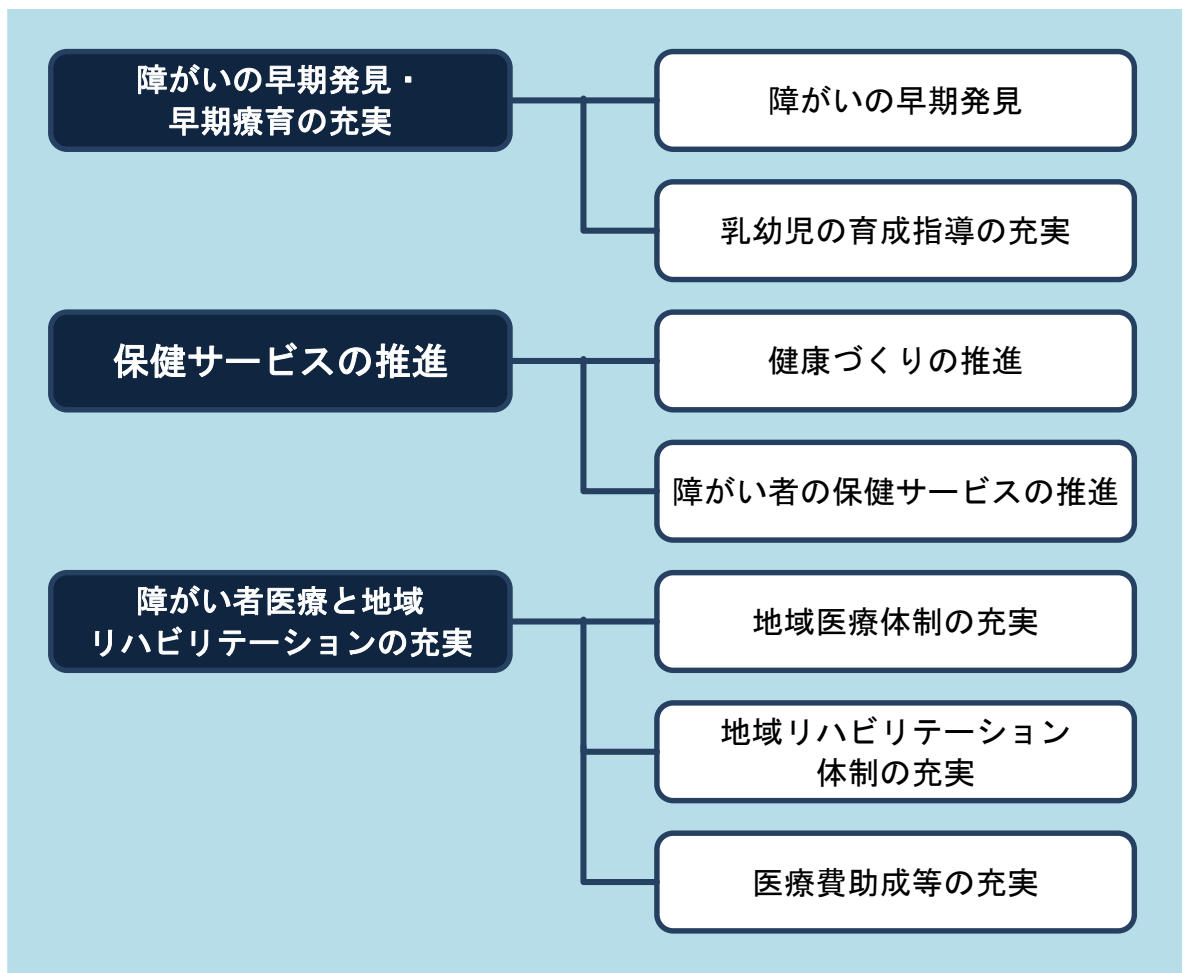
障がいの原因となる疾病や要因、発症時期はさまざまであり、障がいの種類、程度についても個々に異なります。特に近年は社会構造の変化に伴い、ストレス等を原因としたこころの病が問題になるなど、疾病が多様化、複雑化しています。できるだけ早期に対応することにより、症状の軽減が期待できることから、予防施策や早期治療に関する取り組みが重要です。

先天的な障がいの場合には、妊娠期における飲酒・喫煙・薬物などによる胎児への悪影響や規則正しい生活習慣の必要性等についての啓発や、相談・健康指導により、障がいの発生率の低下が期待できます。乳幼児期については、障がいの早期発見や障がいの状況に応じた早期療育が大切であり、子どもの心身の発育・発達段階に応じた対応が必要です。

発達障がいのある子どもや、発達に偏りのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心した生活が送れるようにするためには、乳幼児期から成人になるまで、ライフステージに対応した一貫した支援が必要です。

また、成人の場合には、健康診査や健康相談などの各種保健事業などに加え、生活習慣病が原因の障がい者が増加していることから、健康の保持や増進についての普及・啓発、こころの健康に関する相談体制の充実なども重要です。

障がいのある人の地域での自立した生活を支えていくためには、さまざまな障がい特性に応じたリハビリテーションを、地域の福祉、保健、医療、教育などの専門機関の連携のもと、継続して提供していく必要があり、障がいに応じた適切な医療を受けることで、障がいの重度化や重複化を防ぐことが可能になります。



## ●主要施策 1 障がいの早期発見・早期療育の充実

### ○施策の方向

#### (1) 障がいの早期発見

##### ① 障がいの早期発見

健康診査や各種相談などの各種母子保健施策を通し、関係課及び関係機関等と連携し安心して子どもを産み育てられるように育児支援を行うとともに、保育園、学校等と連携し障がいの早期発見、早期治療、疾病等の予防に努めます。

健康診査の未受診者へは、地区担当保健師による訪問や電話連絡により、該当児の状況を把握するとともに、必要な保健指導を行います。

#### (2) 乳幼児の育成指導の充実

##### ① 乳幼児の育成指導の充実

乳幼児健康診査後の発達・発育面でのフォローに必要な乳幼児等に対しては、訪問指導も含め関係課及び関係機関等と連携を取り、支援の充実を図ります。

##### ② 通園訓練事業の充実

岡谷市通園訓練施設において、心身の発達に支援を必要とする児童の療育支援、生活相談・指導等を行います。

##### ③ 発達の相談支援体制の充実

発達の支援が必要な子どものフォローには、ライフステージに応じた一貫した支援が必要です。そのため、関係課及び関係機関がこれまで以上に連携し、支援体制の強化を図りながら、早期発見、早期療育支援に取り組むとともに、家族への支援のため、身近なところでの相談体制の充実を図り、相互理解を深めながら個々の状況に応じた支援を行います。



### ○施策の方向

#### (1) 健康づくりの推進

##### ① 健康づくり意識の啓発

市民自らが日常生活の中で健康づくりに積極的・自発的に取り組めるよう、各種保健サービスや広報活動、「健康づくりのつどい」等のイベント活動等あらゆる機会を活用し、各年代すべてを対象に『自分の健康は自分で守る、つくる』という意識の普及を図ります。

また、岡谷市健康づくり推進協議会を中心に、各種関係団体や関係機関と連携しながら、社会全体として個人の健康づくりの取り組みを支える環境を整えます。

特定健診等により把握した、特に生活習慣病のリスクをもった人に対しては、生活習慣を改善するための取り組みをサポートするため、特定保健指導や結果説明会、訪問等、個人の状態に応じた支援を行い、生活習慣病の発症や重度化を予防していきます。

##### ② こころの健康づくりの推進

睡眠などの休養、こころの健康やうつ病に関する正しい知識の普及のため、各種保健事業を通して情報提供を行い、こころの健康づくりを推進します。また、保健師がこころの健康相談を受ける中で、必要な場合は各専門機関等を紹介し、適切な対応を図ります。

悩んだとき・困ったときの相談窓口の周知を行いながら、相談を受ける機会の多い相談支援専門員やケアマネジャー等支援者を対象に、相談従事者のスキルアップにつながる機会を設けます。

##### ③ 地域における健康づくりの推進

健康増進計画に基づき、関係団体、関係機関等と連携を図りながら市民の健康づくりのための各種講座、講演会、教室等を開催し、健康に対する意識の啓発、健康づくりを推進していきます。

## (2) 障がい者の保健サービスの推進

### ① 健康相談の充実

障がい者をはじめ介護者に対しても、電話や電子メールを用いた健康相談の周知を図り、今後も、気軽に健康について相談できるように配慮し、訪問指導を含めた健康相談の充実を図ります。

予約制の相談から随時相談対応を行う体制に切り替えていきます。

### ② 健康診査の充実

生活習慣病を予防し、また早期発見・早期治療を図るため、各種健康診査等の周知・啓発を行い、障がいに配慮した健康診査や保健指導の充実に努めます。

### ③ 訪問指導の充実

若年障がい者への訪問指導のニーズを的確に把握し、必要時に訪問指導を行います。また、精神障がい者の訪問指導は、ケースに応じた対応ができるよう、関係課及び関係機関等との連携により今後も実施していきます。

## ●主要施策3 障がい者医療と地域リハビリテーションの充実

### ○施策の方向

#### (1) 地域医療体制の充実

##### ① 地域医療体制の充実

市内医療機関、地域医療を推進する医師会・歯科医師会等と連携を強化するとともに、かかりつけ医・かかりつけ歯科医をもつよう周知啓発を図ります。

歯科治療については、引き続き諏訪保健福祉事務所、歯科医師の協力により「在宅重度心身障害児（者）訪問歯科健診等事業」を実施します。

また、医療ソーシャルワーカーによる相談業務の充実をはじめ、作業療法士、理学療法士の確保と資質の向上を図り、身近な地域で質の高い医療サービスが利用できる地域医療体制の充実を図ります。

##### ② 救急医療体制の充実

医療体制の維持、充実を図るため、医療機関の初期救急医療、第二次救急医療などが機能するよう、病診連携を推進することに加え、住民に緊急性のない安易な受診を控えること、かかりつけ医をもつこと等の周知啓発を図ります。

##### ③ 保健・医療・福祉の連携

本計画を推進していくうえで、医療機関との連携は欠かせません。保健・福祉の関係機関と医療機関との定期的な情報交換や意見交換等を行い、連携の強化に努めます。

#### (2) 地域リハビリテーション体制の充実

##### ① 地域リハビリテーション体制の充実

障がい者の質の高い生活を確保するため、医療・保健・教育・就労・福祉等のさまざまな分野との総合的な連携を促進し、地域の施設やサービス提供事業者等のリハビリテーション社会資源を活用し、地域リハビリテーション体制の充実を図ります。

### **(3) 医療費助成等の充実**

#### **① 自立支援医療費給付の周知**

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が、障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりするために手術や通院治療等が必要なとき、その医療費の自己負担額の一部について助成を行います。今後も制度の周知を図り、対象者が給付を受けることができるように努めます。

#### **② 重度心身障害者（児）医療費給付の周知**

重度の障がい者が、医療機関で受診した場合、その医療費の自己負担額の一部について助成を行っており、引き続き制度の周知を図ります。

#### **③ 遷延性意識障害者医療費給付の周知**

脳卒中や頭部外傷等により昏睡状態が続いている人を対象に、医療費の自己負担額を助成する制度の周知を図ります。

#### **④ 特定疾患医療費、小児慢性特定疾患医療費の周知**

特定疾患、小児慢性特定疾患の治療をしている難病患者等を対象に、医療費の自己負担額の一部について助成する制度の周知に努めます。

## 基本目標6 生活の安定と自立への支援

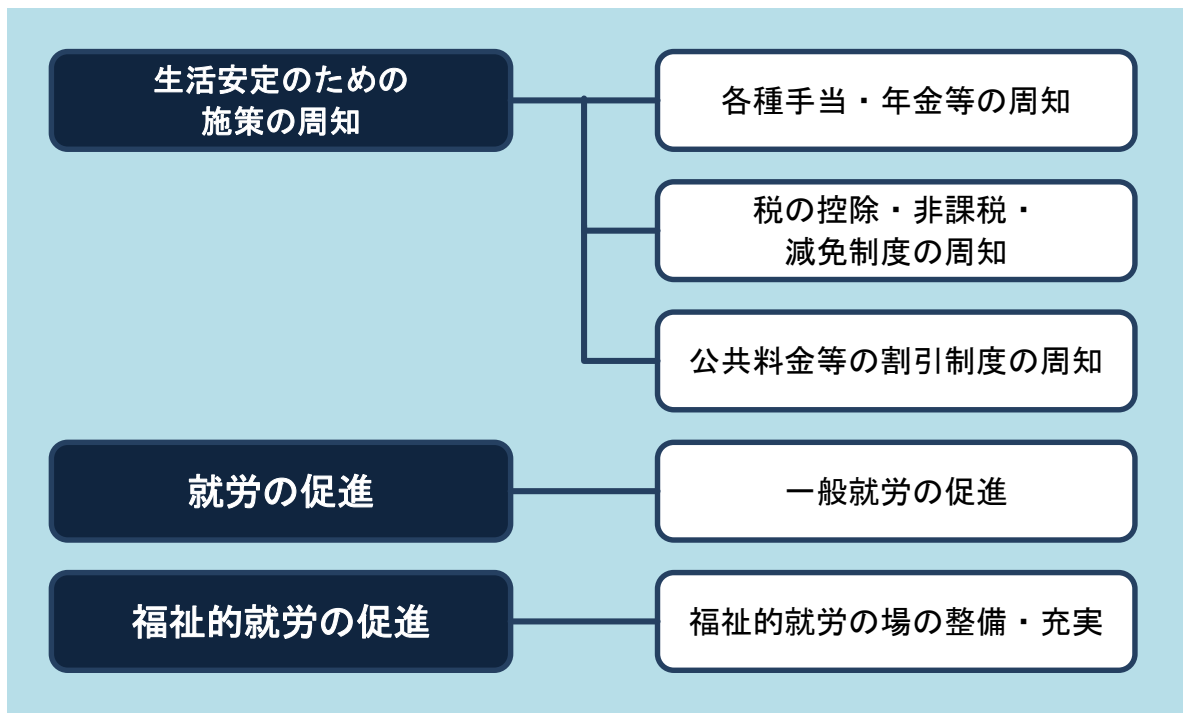
障がいのある人が地域で自立した生活を営むうえで、社会の中で役割をもつことや、就労して経済的に自立することの意義は極めて大きいものがあります。障害者総合支援法においても、障がいのある人の自立した生活を促進することを目的に、就労・雇用の促進を重点項目の一つとして掲げています。

職場への定着を含めて障がいのある人の一般就労を促進するためには、雇用する側の企業や職場での理解と協力が不可欠です。教育機関、ハローワーク、企業、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関が連携を図りながら、障がいのある人の雇用の理解促進を図り、受け入れ態勢を整えていくとともに、障がいの状況に適した職業能力の開発や職場適応のための訓練などを一貫して行える就労支援体制の充実が必要です。さらに、一般企業などで働くことが困難である場合、一人ひとりの状態に応じた日常生活の場や福祉的就労の場を確保する必要があり、福祉分野と雇用分野の協力は欠かせません。

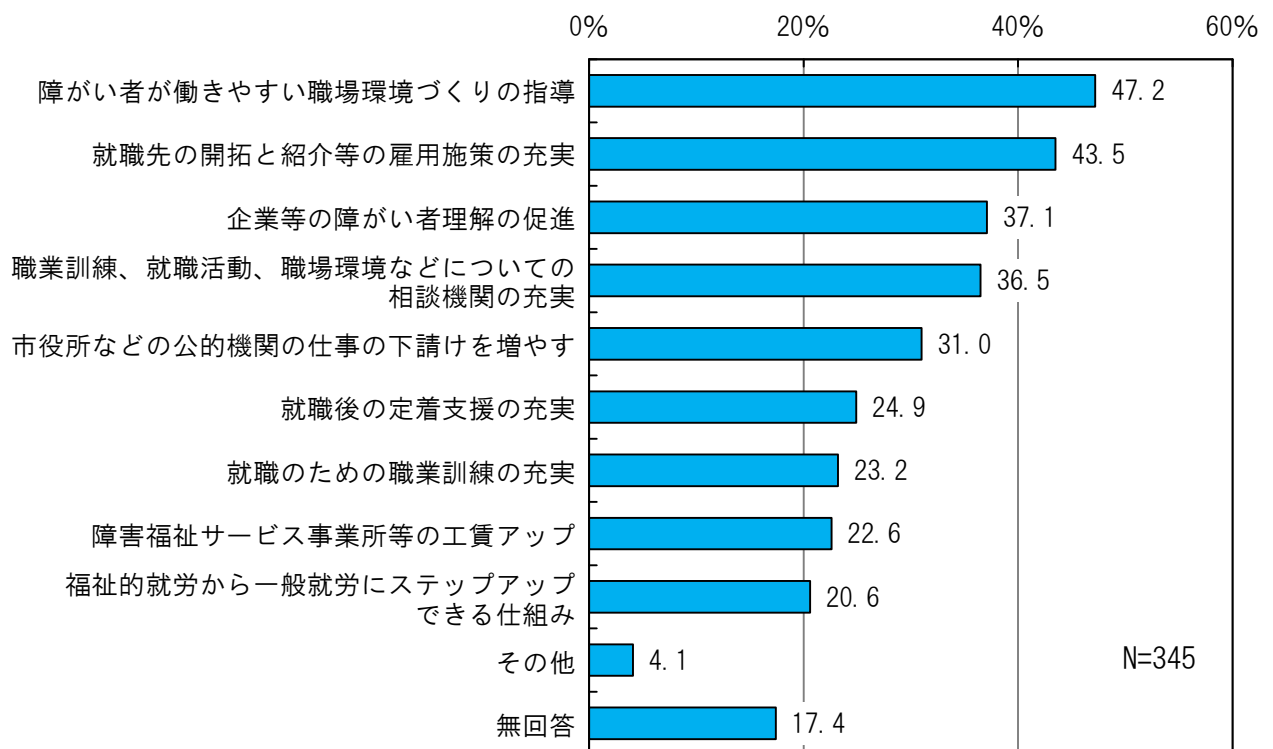
今後は、障がいのある人の生活の実態を把握し、そのニーズを捉え、新たな仕組みとこれまでの経済的な支援についての要望を関係機関へつなげるとともに、障がいのある人及びその家族が利用しやすいよう、支援の明確化と周知の徹底を図ることが必要です。

また、障がいのある人が安心して生活するために経済的に安定していることは最も重要な条件の一つです。しかし、障がいのある人の中には、就業が困難であったり、就業できても不利な条件を強いられたりする 경우가少なくありません。

そうした状況に対応するため、国・県・市では障害基礎年金や各種手当の給付、サービス利用者の自己負担額の軽減等を行っており、その周知に努める必要があります。



★障がい者の方の就労を促進するための支援策



## ●主要施策 1 生活安定のための施策の周知

### ○施策の方向

#### (1) 各種手当・年金等の周知

##### ① 各種手当・年金等の周知

障害者手帳の窓口交付時などを活用して、特別障害者手当、特別児童扶養手当等各種手当や障害年金等について制度の周知に努めます。

#### (2) 税の控除・非課税・減免制度の周知

##### ① 税の控除・非課税・減免制度の周知

所得税や住民税の障害者控除、利子等の非課税制度、自動車税・自動車取得税の減免制度等について周知に努めます。

#### (3) 公共料金等の割引制度の周知

##### ① 公共料金等の割引制度の周知

J R（鉄道・バス）運賃の割引、バス・タクシー運賃の割引、有料道路通行料の割引、NHK受信料の減免、郵便物の減額及び無料扱い等について制度の周知に努めます。

## ●主要施策 2 就労の促進

### ○施策の方向

#### (1) 一般就労の促進

##### ① 雇用促進運動の展開

毎年9月の「障害者雇用支援月間」だけでなく年間を通じて、雇用の促進と定着化のために一層積極的な雇用促進運動を展開し、市民に対して啓発を行います。

また、雇用率の達成について、市内企業の一層の理解を得るための雇用助成金制度等の周知を図ります。

##### ② 公共職業安定所（ハローワーク）等との連携強化

公共職業安定所（ハローワーク）共催による就職面接会開催にあたり、参加企業を増やし雇用機会の拡大を図るため、関係機関と連携し企業に対して働きかけを行います。

##### ③ 就業促進、職場定着に向けての支援

公共職業安定所において、職業相談・職業紹介、また就職後の職場定着にいたるまでの一貫した援助を行うとともに、特別支援学校、障がい福祉サービス事業所等において、一般就労に向けた就労体験を実施する場合の受け入れ事業所に対する補助や、関係機関と連携した雇用の掘り起こし、情報提供に努めます。

##### ④ 生活福祉資金（障害者更生資金）貸付制度の周知

実施主体である岡谷市社会福祉協議会と連携し、障がい者が生業を営むのに必要な経費、就職または技能を習得するために必要な経費等の貸付制度について、一層の周知を図ります。



## ●主要施策3 福祉的就労の促進

### ○施策の方向

#### (1) 福祉的就労の場の整備・充実

##### ① 福祉施設から一般就労への移行の促進

福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援や就労継続支援を行う事業所の整備を支援し、利用を促進します。さらに、精神障がい者等の日中活動の場として、創作的活動や生産活動を行う地域活動支援センターの運営を支援し、利用を促進します。

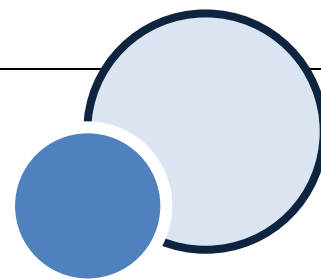
##### ② 障がい者就労施設等への発注の促進

障がい者就労施設等への発注について、企業に引き続き理解と協力を求めます。

ハンデサポートおかやの活動を支援するため、喫茶・売店等をおかや総合福祉センター（諏訪湖ハイツ）に引き続き設置し、運営の安定を図り、販路拡大を支援します。

また、障害者優先調達推進法の趣旨に準じ、「岡谷市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を作成し、障がい者就労施設等からの物品の購入や役務の提供について、積極的に推進します。

さらに、働く意欲のある障がい者の就労の場が不足している中で、働く場としての農業分野が注目されており、農業部門と福祉部門が連携し、障がい者の雇用、就労を創出する取り組みを進めます。



本計画を推進し、障がいのある人が住み慣れた地域でともに生活し、活動できる社会を実現していくためには、行政による対応だけでなく、市民をはじめ、障がい者団体、ボランティア団体、社会福祉協議会、民生児童委員などの多くの地域関係団体・機関の参加と行動が不可欠です。それらの関係団体・機関と相互に連携を図り、計画を推進します。

### 1 計画の推進体制

#### (1) 行政体制の整備

##### ① 推進体制の整備

障がい者福祉計画及び障がい福祉計画について、今後も数値目標による検証が必要になってくることから、現在ある岡谷市地域福祉支援会議や諏訪地域障害福祉自立支援協議会を中心に、計画を推進します。

また、障がい者等のニーズに適切に対応していくために、国・県の情報を収集しながら、諏訪地域障害福祉自立支援協議会等で諏訪圏域のニーズ、現状を把握し、保健・医療・福祉分野や、生涯学習、まちづくり等も含めた総合的な推進体制のもと、取り組みを進めます。

##### ② 行財政基盤の強化

増大する保健福祉等のサービス需要に対応するため、行政運営の効率化を進めるとともに、自主財源を確保し、国・県の事業を積極的に導入し、サービス受益者の適正な負担等による健全な財政運営に努めます。

##### ③ 職員研修等の充実

障がい者福祉施策全般にわたる認識を深めるとともに、障がいの多様化や新たな障がいに対応していくため、障がい者福祉に携わる職員の研修等の充実を図ります。また、社会福祉関係の知識をもつ専門職（社会福祉士等）の配置を行います。

## (2) 諏訪圏域における調整の推進

### ① 諏訪圏域内市町村等との連携の強化

市だけでは対応困難な各種福祉サービスについては広域的な対応が求められており、障害支援区分の認定等については、障害支援区分認定審査会を設置運営している諏訪広域連合との連携のほか、諏訪圏域障害者総合支援センターオアシス、諏訪地域障害福祉自立支援協議会を活用しながら、関係市町村、関係機関等との一層の連携を図ります。

### ② 福祉情報支援システムの効率的運用

福祉情報支援システムにより、系統的で効率のよいサービスが提供できるよう効果的・効率的な運用を図ります。

## (3) 市民総参加による計画の推進

### ① 保健・医療・福祉マンパワーの確保・育成

多様化する市民の保健・医療・福祉ニーズに的確に対応できるよう、医師会及び医療機関など関係機関とともに、専門的な人材の確保に努めます。

### ② ボランティア活動の促進

福祉学習等のきっかけづくりから、体験・実践に結びつけることにより、地域で気軽にボランティア活動に参加できるような体制づくりを支援するとともに、幅広い層のボランティア参加を促進します。

また、岡谷市社会福祉協議会と連携して、ボランティアが気軽に憩い集えるような活動拠点となるボランティアセンター機能の促進を図ります。

### ③ 市民総参加による計画の推進

本計画の推進には、市民などに広く理解と協力を求め、各種団体、ボランティア、NPO法人等多くの市民参加が必要です。

市民の積極的な参加のもと、社会福祉に関わる者が連携・融合して、地域の特性を活かした福祉の輪を広げることにより、計画を推進します。

#### ④ 市民参加による点検・評価体制の充実

本計画の策定及び点検・評価について、広く市民からの意見・提言を聴取するため、地域福祉支援会議を設置しており、本計画の推進状況について点検・評価して提言を行い、障がい者福祉施策の一層の推進を図ります。

## 2 地域ケアの推進

### (1) 地域ケアネットワークの構築

#### ① 障がい者地域ケアネットワークの構築

障がい者の生活支援を行う福祉サービス提供事業所等の社会資源を増やすとともに、今後は、それら資源のネットワークを構築、強化することが重要になります。市と福祉サービス提供事業所、医療機関、障がい者団体、岡谷市社会福祉協議会、民生児童委員、人権擁護委員、ボランティア等の各関係機関、保健師・看護師・医療ソーシャルワーカー等の専門職から地域住民を含め、広く地域ケアネットワークの構築をめざし、関係機関相互の機能と役割の共通理解を進め、連携体制を強化します。

#### ② 「地域ケア会議」の活用

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域の関係者や関係機関等が集まり、障がいのある人を取り巻くさまざまな課題を解決するための「地域ケア会議」を活用します。

### (2) サービス提供事業者の参入の促進

#### ① サービス提供事業者の参入の促進

諏訪圏域内において、近隣市町村との調整を図りながら、社会福祉法人やNPO法人等のサービス提供事業者の参入促進を図ります。

### (3) サービスの利用援助と権利擁護の普及

#### ① サービスの利用援助

障害者総合支援法による障がい福祉サービスについて、その内容や利用方法、施設・事業者に関する情報などサービスの利用に必要な情報の提供に努めます。

また、サービス内容についても一層の充実が図れるように協議し、施設・事業者と連携を図っていきます。

#### ② 日常生活自立支援事業の促進

知的障がい者や精神障がい者など判断能力が十分でないため、自らの選択により適切なサービスを利用することが困難な人に対して、福祉サービス利用の援助や日常的な金銭管理等を行います。実施主体である岡谷市社会福祉協議会と連携し、事業の普及・促進を図ります。

また、多重債務者や生活困窮者となっている障がい者が現在増えてきていることから、関係課及び社会福祉協議会と連携を取りながら、事業の普及及びサービスの提供を図っていきます。

#### ③ 成年後見制度の活用

知的障がい者や精神障がい者などの判断能力が十分でない人の保護（財産管理や身上監護）を、代理権や同意権・取消権が付与された後見人などが行う成年後見制度の活用等利用支援を図ります。

また、成年後見センターの設置に向け、関係機関との調整・協議を図っていきます。

### 3 関係団体との連携と支援

#### (1) 関係団体との連携と支援

##### ① 関係団体との連携と支援

岡谷市社会福祉協議会は地域福祉を推進する中核組織として位置づけられており、ボランティア活動など住民参加型の地域福祉活動の推進役として、また、障がい者施策・事業を推進する実施主体として多様な役割を担っています。

岡谷市社会福祉協議会及び21地区社会福祉協議会は、各地域が主体となって進めている身近な福祉コミュニティにおける「地域サポートセンター」の充実に積極的に取り組んでおり、今後も、支援するとともに連携を強化していきます。

加えて、福祉コミュニティ活動を推進する民生児童委員協議会、保健委員会、高齢者クラブ、各種ボランティアグループ等を支援するとともに連携を図ります。

## ○平成25～26年度 岡谷市の福祉計画策定の経過

年 月 日	内 容
平成25年 7月30日	平成25年度第1回岡谷市地域福祉支援会議 第1回地域福祉計画部会・第1回岡谷市高齢者福祉計画部会 第1回障がい者福祉計画部会・第1回児童育成計画部会
10月24日	第2回障がい者福祉計画部会
12月2日	市民アンケート調査回収（発送11月1日） 1 地域福祉計画関係 420人／1,000人（42.0%） 2 高齢者福祉計画関係 609人／1,000人（60.9%） 3 障がい者福祉計画関係 345人／800人（43.1%）
平成26年 3月18日	第2回岡谷市地域福祉支援会議 第2回地域福祉計画部会・第2回岡谷市高齢者福祉計画部会 第3回障がい者福祉計画部会・第2回児童育成計画部会 （児童関連計画の岡谷市子ども・子育て支援審議会への委任を了承）
7月4日	平成26年度第1回岡谷市地域福祉支援会議 委員22名委嘱 第1回地域福祉計画部会・第1回岡谷市高齢者福祉計画部会 第1回障がい者福祉計画部会
7月28日	第2回障がい者福祉計画部会
8月4日	第3回障がい者福祉計画部会
10月31日	第2回地域福祉計画部会
12月8日	第3回地域福祉計画部会
12月11日	第2回高齢者福祉計画部会・第4回障がい者福祉計画部会
12月16日	第2回岡谷市地域福祉支援会議（素案検討） 第3回高齢者福祉計画部会・第5回障がい者福祉計画部会
12月16日	パブリックコメント（～1月9日）
平成27年 1月8日	第6回障がい者福祉計画部会
1月15日	岡谷市地域福祉計画等策定委員会〔庁内組織〕（素案検討）
1月19日	第3回岡谷市地域福祉支援会議（市長へ計画案・要望書提出）
2月10・13日	岡谷市行政管理委員会〔庁内組織〕（計画決定）
3月5日	岡谷市議会社会委員会へ報告

○岡谷市地域福祉支援会議 委員名簿 (22名)

(任期 平成26年7月4日～平成28年7月3日)

(敬称略・順不同)

会 長 横 内 良 一

副会長 高 野 昭 子

1 保健、福祉及び医療の関係団体の代表 18名

氏 名	所 属 団 体 等	部 会
牛 山 素 吉	岡谷市区長会 副会長 (小尾口区長)	障がい者・地域
横 内 良 一	岡谷市社会福祉協議会 会長	高齢者・地域
山 岡 弘 幸	岡谷市地区社会福祉協議会会長会 会長	障がい者・地域
高 野 昭 子	岡谷市民生児童委員協議会 副会長	高齢者・地域
鮎 澤 昭 吉	岡谷市高齢者クラブ連合会 会長	高齢者・地域
花 岡 秋 美	岡谷市連合婦人会 副会長	高齢者
伊 藤 和 好	岡谷市連合壮年会 顧問	高齢者
山 田 雄 三	岡谷市医師会 副会長	高齢者
林 潤太郎	岡谷下諏訪歯科医師会地域保健部 担当理事	障がい者
鮎 澤 きよみ	岡谷市保健委員連合会 会長	高齢者
川 口 弘 志	岡谷BBS会 副会長	障がい者
竹 松 正 光	岡谷市手をつなぐ親の会 副会長	障がい者
古 川 ますみ	岡谷市身体障害者福祉協会 会計	障がい者
松 浦 盛 明	ひだまりの家 所長	障がい者
林 英 作	岡谷商工会議所青年部 総務委員長	障がい者
鈴 木 多 畿	おかやボランティア連絡協議会 副会長	障がい者
笠 原 亥一郎	諏訪広域連合介護保険委員会 委員	高齢者・地域
金 原 満 子		高齢者

2 識見を有する者 3名

平 山 二 郎	岡谷市病院事業管理者 (岡谷市民病院 院長)	高齢者・地域
井 口 光 世	医療法人研成会 理事長	高齢者・地域
中 村 修	エコファおかや 事業所長	障がい者・地域

3 一般公募 1名

笠 原 重 一	一般公募	高齢者・地域
---------	------	--------

高 齢 者：高齢者福祉計画部会

障がい者：障がい者福祉計画部会

地 域：地域福祉計画部会



## 第4次岡谷市障がい者福祉計画

---

■発行日／平成 27 年 3 月

■発行／岡 谷 市

■編集／岡谷市健康福祉部社会福祉課

---